

# 液化石油ガス法に基づく手続の手引

令和5年4月



岡山市消防局

## 液化石油ガス法に基づく手続の手引(目次)

<b>1</b>	<b>手続書類作成要領</b> .....	<b>1</b>
1. 1	用紙の大きさ.....	1
1. 2	提出部数.....	1
1. 3	提出先.....	1
1. 4	申請手数料.....	1
<b>2</b>	<b>液化石油ガス販売事業</b> .....	<b>4</b>
2. 1	液化石油ガス販売事業の登録(法第3条).....	4
2. 2	液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付(閲覧)の請求(法第3条の2).....	5
2. 3	液化石油ガス販売所等の変更(法第8条).....	5
2. 4	液化石油ガス販売登録事業者の承継(法第10条).....	6
2. 5	業務主任者等の選任及び解任(法第19条, 第20条, 第21条).....	7
2. 6	登録行政庁の変更(法第6条).....	8
2. 7	液化石油ガス販売事業の報告(施行規則第132条).....	8
2. 8	液化石油ガス販売事業の廃止(法第23条).....	8
2. 9	液化石油ガス販売事業者の認定(法第35条の6).....	9
2. 10	液化石油ガス販売事業者のその他の法令順守義務.....	9
<b>3</b>	<b>保安業務</b> .....	<b>11</b>
3. 1	保安業務を行おうとする者の認定(第29条).....	11
3. 2	保安機関の認定の更新(法第32条).....	12
3. 3	一般消費者等の数の増加の認可(法第33条第1項).....	13
3. 4	一般消費者等の数の減少の届出(法第33条第2項).....	13
3. 5	保安業務規程(新規・変更)(法第35条).....	13
3. 6	保安機関の変更(法第35条の4で準用する法第8条).....	14
3. 7	保安機関の承継(法第35条の4で準用する法第10条).....	14
3. 8	認定行政庁の変更(法第35条の4で準用する法第6条).....	15
3. 9	保安業務実施状況の報告(施行規則第132条).....	16
3. 10	保安機関の廃止(法第35条の4で準用する法第23条).....	16
3. 11	保安機関のその他の法令順守義務.....	16
<b>4</b>	<b>貯蔵施設, 特定供給設備</b> .....	<b>18</b>
4. 1	貯蔵施設, 特定供給設備の設置の許可(法第36条).....	18
4. 2	貯蔵施設, 特定供給設備の変更(法第37条の2).....	18

4. 3	貯蔵施設, 特定供給設備の完成検査 (法第 3 7 条の 3) .....	19
<b>5</b>	<b>充てん設備</b> .....	<b>21</b>
5. 1	充てん設備の許可 (法第 3 7 条の 4 第 1 項) .....	21
5. 2	充てん設備の変更 (法第 3 7 条の 4 第 3 項で準用する法第 3 7 条の 2) ....	22
5. 3	充てん設備の完成検査 (法第 3 7 条の 4 第 4 項で準用する法第 3 7 条の 3) .	22
5. 4	充てん設備の保安検査 (法第 3 7 条の 6) .....	23
5. 5	液化石油ガス充てん事業者による報告 (施行規則第 1 3 2 条).....	23
5. 6	充てん事業者のその他の法令順守義務 (法第 3 7 条の 5) .....	23
5. 7	充てん作業者の再講習 (施行規則第 7 4 条) .....	24
5. 8	充てん設備の休止.....	24
<b>6</b>	<b>液化石油ガス設備工事</b> .....	<b>25</b>
6. 1	液化石油ガス設備工事届について (法第 3 8 条の 3).....	25
6. 2	特定液化石油ガス設備工事事業届について (法第 3 8 条の 1 0).....	27
6. 3	液化石油ガス設備士の再講習 (法第 3 8 条の 9 第 1 項).....	28
6. 4	液化石油ガス設備工事に関するその他の法令順守事項 .....	28
<b>7</b>	<b>許可等申請取下・許可の取消し</b> .....	<b>29</b>
7. 1	許可等に係る申請の取下げについて.....	29
7. 2	許可の取消しの申請について.....	29
<b>8</b>	<b>高圧ガス保安法</b> .....	<b>30</b>
8. 1	危険時の措置 (法第 3 6 条) .....	30
8. 2	現状変更の禁止 (法第 6 4 条) .....	30
8. 3	事故届 (法第 6 3 条) .....	30
<b>9</b>	<b>液化石油ガス法に基づく申請等様式</b> .....	<b>31</b>

**別添**

**法令様式**

・ 液化石油ガス販売事業登録申請書 .....	A1
・ 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付 (閲覧) 請求書 .....	A2
・ 登録行政庁変更届書.....	A3
・ 液化石油ガス販売所等変更届書 .....	A4
・ 液化石油ガス販売事業承継届書 (甲) .....	A5

・ 液化石油ガス販売事業承継届書(乙) .....	A6
・ 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書 .....	A7
・ 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書 .....	A8
・ 液化石油ガス販売事業者相続証明書 .....	A9
・ 液化石油ガス販売事業者事業承継証明書 .....	A10
・ 業務主任者等選任(解任)届書 .....	A11
・ 液化石油ガス販売事業廃止届書 .....	A12
・ 保安機関認定申請書.....	A13
・ 保安業務計画書 .....	A14
・ 保安機関認定更新申請書 .....	A15
・ 一般消費者数等の数の増加認可申請書 .....	A16
・ 一般消費者等の数の減少届書 .....	A17
・ 保安業務規程認可申請書 .....	A18
・ 保安業務規程変更認可申請書 .....	A19
・ 認定行政庁変更届書.....	A20
・ 保安機関変更届書 .....	A21
・ 保安機関承継届書(甲) .....	A22
・ 保安機関承継届書(乙) .....	A23
・ 保安機関事業譲渡証明書 .....	A24
・ 保安機関相続同意証明書 .....	A25
・ 保安機関相続証明書.....	A26
・ 保安機関事業承継証明書 .....	A27
・ 保安業務廃止届書 .....	A28
・ 液化石油ガス販売事業者認定申請書 .....	A29
・ 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書 .....	A30
・ 認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書.....	A31
・ 貯蔵施設等設置許可申請書 .....	A32
・ 貯蔵施設等変更許可申請書 .....	A33
・ 貯蔵施設等変更届書.....	A34
・ 貯蔵施設等完成検査申請書 .....	A35
・ 貯蔵施設等完成検査受検届書 .....	A36
・ 貯蔵施設等完成検査結果報告書.....	A37
・ 充てん設備許可申請書 .....	A38
・ 充てん設備変更許可申請書 .....	A39
・ 充てん設備変更届書.....	A40
・ 充てん設備完成検査申請書 .....	A41

・ 充てん設備完成検査受検届書	A42
・ 充てん設備保安検査申請書	A43
・ 充てん設備保安検査受検届書	A44
・ 液化石油ガス設備工事届出書	A45
・ 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書	A46
・ 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書	A47
・ 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書	A48
・ 事故届書(特定消費設備に係る事故以外の場合)	A49
・ 事故届書(特定消費設備に係る事故の場合)	A50

### 岡山市細則様式

・ 液化石油ガス販売事業報告書	B1
・ 保安業務実施状況報告書	B3
・ 液化石油ガス充てん事業者報告書	B5
・ 許可等申請取下書	B6
・ 許可取消申請書	B7
・ 充てん設備使用休止届出書	B8

### 事務処理規程様式

・ 液化石油ガス設備工事届明細書(容器による貯蔵で合算が1 t未満)	C1
・ 液化石油ガス設備工事届明細書(容器による貯蔵で合算が1 t以上3 t未満)	C4
・ 液化石油ガス設備工事届明細書(貯槽による貯蔵で合算が1 t未満)	C7
・ 液化石油ガス設備工事届明細書(バルク容器による貯蔵で合算が1 t未満)	C10
・ 液化石油ガス設備工事届明細書(バルク容器による貯蔵で合算が1 t以上3 t未満)	C13
・ 液化石油ガス設備工事届明細書(バルク貯槽による貯蔵で合算が1 t未満)	C16

### 法令により様式が定められていないもの

#### (販売事業)

・ 液化石油ガス販売事業登録申請書(別紙)	D1
・ 貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	D2
・ 貯蔵施設の構造図	D4
・ 貯蔵施設の付近の状況見取図	D5
・ 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書	D6
・ 登録の拒否要件に該当しないことの誓約書	D7
・ 販売所及び貯蔵施設の位置を示す案内図	D8
・ 販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量	D9

・ 保安業務を行う者の一覧表.....	D10
<b>(保安機関)</b>	
・ 一般消費者等の数の減少届書書類表紙.....	D11
・ 一般消費者等の数の増加認可申請書類表紙.....	D12
・ 緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲.....	D13
・ 緊急時対応組織図.....	D14
・ 欠格事項非該当誓約書.....	D15
・ 保安機関の認定申請書類表紙.....	D16
・ 保安機関認定総括表.....	D17
・ 保安業務の技術的能力算定表.....	D18
・ 保安業務以外の業務の種類及び概要.....	D19
・ 保安業務資格者等一覧表.....	D20
・ 役員及び構成員に関する証明書.....	D21
・ 役員及び構成員一覧表.....	D22
<b>(特定液化石油ガス設備工事事業)</b>	
・ 特定液化石油ガス設備工事事業に係る添付書類.....	D23

## 1 手続書類作成要領

### 1. 1 用紙の大きさ

用紙の大きさは日本産業規格A4としてください。添付する明細書等及び図面等もA4とするか、A4の大きさに折り込んでください。

### 1. 2 提出部数

届書等の提出部数は2部です。また、登記事項証明書等は原本1部、写し1部としてください。收受後、副本を返却します。

### 1. 3 提出先

岡山市消防局消防総務部予防課危険物保安係

所在地：〒700-8544

岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所7階)

電話：086-234-9975

※ファックスによる提出はできません。

#### 【郵送で提出する場合の注意点】

届出等の控えが必要な場合は、所定の郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。なお、手数料が必要な申請の場合は、郵送はできませんので、提出先まで手数料と合わせてご持参ください。

### 1. 4 申請手数料

消防局長の登録又は認定等に係る申請については、岡山市消防事務手数料条例に定める次の手数料を現金により納付してください。

申請書の種類	区分	金額
販売事業登録		31,000円
販売事業者登録簿謄本交付請求		1通につき 630円
販売事業者登録簿閲覧請求		1回につき 460円
保安機関認定		6,900円×保安業務区分数+34,000円
	1区分	40,900円
	2区分	47,800円
	3区分	54,700円
	4区分	61,600円
	5区分	68,500円
	6区分	75,400円

	7区分	82,300円
保安機関認定更新		6,900円×保安業務区 分数+14,000円
	1区分	20,900円
	2区分	27,800円
	3区分	34,700円
	4区分	41,600円
	5区分	48,500円
	6区分	55,400円
	7区分	62,300円
一般消費者数等の数の増加認可		6,900円×保安業務区 分数+20,000円
	1区分	26,900円
	2区分	33,800円
	3区分	40,700円
	4区分	47,600円
	5区分	54,500円
	6区分	61,400円
	7区分	68,300円
販売事業者の認定	一般消費者等の数 1,000戸未満	55,000円
	一般消費者等の数 1,000戸以上 10,000戸未 満	80,000円
	一般消費者等の数 10,000戸以 上	98,000円
貯蔵施設等設置許可		21,000円×(貯蔵施設 又は特定供給設備数)
貯蔵施設等変更許可		15,000円×(貯蔵施設 又は特定供給設備数)



貯蔵施設等設置許可に係る完成検査		<p>31,000円×(貯蔵施設又は特定供給設備数) + 5,800円×完成検査合格施設数</p> <p>※完成検査合格施設とは、高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の2第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設をいう。以下、同じ。</p>
貯蔵施設等変更許可に係る完成検査		<p>24,000円×(貯蔵施設又は特定供給設備数) + 5,800円×完成検査合格施設数</p>
充てん設備の設置許可		<p>28,000円×充てん設備の数</p>
充てん設備の変更許可		<p>17,000円×変更に係る充てん設備の数</p>
充てん設備の設置許可に係る完成検査		<p>36,000円×充てん設備の数</p>
充てん設備の変更許可申請に係る完成検査		<p>27,000円×変更に係る充てん設備の数</p>
充てん設備の保安検査		<p>27,000円×検査に係る充てん設備の数</p>

## 2 液化石油ガス販売事業

### 2. 1 液化石油ガス販売事業の登録（法第3条）

液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業者は、あらかじめ液化石油ガス法に基づき液化石油ガス販売事業の登録を受けなければなりません。また、工業用その他に液化石油ガスを販売する場合には、別途に高圧ガス保安法に基づき販売所ごとに販売事業の届出が必要となります。

#### 2. 1. 1 必要書類

申請に当たって、次の書類が必要となります。

No.	必要書類	備考
1	液化石油ガス販売事業登録申請書	様式1
2	貯蔵施設の位置及び構造等の明細書	D2ページ参考
3	販売所及び貯蔵施設の案内図	位置を示す案内図
4	貯蔵施設の付近の状況見取図	D5ページ参考
5	貯蔵施設の構造図	D4ページ参考 扉と壁とのかぶり部の長さ(上下・両端)の記載も含む
6	貯蔵施設の貯蔵量並びに面積を計算したもの並びに貯蔵施設の壁面を障壁構造とする場合にあってはそれを証する写真	証する写真(鉄筋径, 配筋間隔, 鋼板の厚さ等)
7	貯蔵施設を所有又は占有しない理由書	D6ページ参考
8	No.8の適合内容を証する書面	
9	販売予定地域, 販売予定戸数及び販売予定数量	D9ページ参考
10	保安業務を行う者の一覧表	D10ページ参考
11	損害賠償能力を証明する書面	(一財)全国LPガス保安共済事業団の場合 ・LPガス業者賠償責任保険付保証明書等 上記以外の場合 ・保険証書・保険約款・領収書の写し
12	欠格事項非該当誓約書	D15ページ参考
13	登記事項証明書(登記簿抄本)	法人の場合のみ (原本で発行から3か月以内のもの)
14	定款の写し	法人の場合のみ

## 2. 1. 2 その他

- 1 自ら特定液化石油ガス設備工事事業者となる場合は、事業開始の日から30日以内に「特定液化石油ガス設備工事事業者開始届」を提出してください。
- 2 液化石油ガス販売事業者の登録後、「業務主任者等選任届」を提出してください。
- 3 登録した販売事業者について個人事業者から法人に変更する場合は、従前の販売事業者を廃止し、法人として新たな販売事業者の登録をする必要があります。

## 2. 2 液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付(閲覧)の請求(法第3条の2)

誰でも液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。

### 2. 2. 1 必要書類

請求に当たって、「液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付(閲覧)請求書」(様式第2)が必要です。

### 2. 2. 2 手数料

登録簿の謄本の交付 1通(1事業所)につき 630円

登録簿の閲覧 1回につき 460円

## 2. 3 液化石油ガス販売所等の変更(法第8条)

液化石油ガス販売事業者は、次の内容について変更したときは、遅滞なく届出なければなりません。

- ① 氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名
- ② 販売所の名称及び所在地(販売所の新設や移転を含む。)
- ③ 貯蔵施設の位置及び構造(3t未満のものに限る。)
- ④ 保安業務を行う認定保安機関の氏名又は名称、事業所の所在地
- ⑤ 販売した液化石油ガスにより一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置

### 2. 3. 1 必要書類

「液化石油ガス販売所等変更届書」(様式第5)【添付書類】

No.	変更内容	該当する必要書類(販売事業の登録の2. 1. 1 必要書類の表の該当する番号)
1	氏名、住所又は代表者等の変更	13

2	販売所の名称	1 3
3	販売所の新設又は移設	2 ～ 1 1
4	貯蔵施設の改造, 移転又は廃止	2 ～ 8
5	保安業務の委託先の変更	1 0
6	損害賠償責任保険の変更	1 1

## 2. 4 液化石油ガス販売登録事業者の承継 (法第10条)

液化石油ガス販売事業者がその事業の全部を譲り渡し, 又は相続, 合併若しくは分割 (その事業全部を承継させるものに限る。)があったときは, その事業の全部を譲り受けた者又は相続人, 合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は, その液化石油ガス販売事業者の地位を承継します。地位を承継した者は遅滞なくその旨を届出なければなりません。なお、一部承継は法令上認められません。

### 2. 4. 1 必要書類

届出に当たって, 次の書類が必要となります。

No.	必要書類	備考
1	液化石油ガス販売事業承継届書(甲)	様式第6
2	液化石油ガス販売事業承継届書(乙)	様式第7 法第10条第2項各号に該当の場合のみ(承継により国所管になった場合)
3	液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書	様式第7の2(事業の全部の譲渡)※一部譲渡は不可
4	事業の全部の譲渡しを証する書面	様式第7の2を用いた場合のみ
5	液化石油ガス販売事業者相続同意証明書	様式第8(個人の相続) 販売事業者の地位を相続した相続人であって, 2以上の相続人の全員の同意により選定された者の場合のみ※
6	液化石油ガス販売事業者相続証明書	様式第9 販売事業者の地位を相続した相続人であって, 上記の相続人以外のもの※
7	液化石油ガス販売事業者事業承継証明書	様式第9の2(分割)
8	事業の全部の承継を証する書面	様式第9の2を用いた場合のみ

	(譲渡契約書, 分割契約書, 土地又は建物の登記事項証明書等)	
9	登記事項証明書(登記簿謄本)	法人の場合のみ (原本で発行から3か月以内のもの)
10	戸籍謄本(被承継者の相続人全員が分かるもの)	相続の場合のみ

※証明者には、当局から証明書の内容について確認の連絡をすることがありますので、御承知おきください。

## 2. 5 業務主任者等の選任及び解任（法第19条, 第20条, 第21条）

液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに業務主任者等を選任し、業務主任者の職務を行わせなければなりません。また、業務主任者の選任及び解任について、届出が必要となります。

### 2. 5. 1 資格要件

業務主任者については次の①<sup>かつ</sup>③を、業務主任者代理者については①<sup>かつ</sup>③又は②<sup>かつ</sup>③の条件を満たす者でなければなりません。

- ① 第2種販売主任者免状の交付を受けていること。
- ② 高圧ガス保安協会(KHK)の行う液化石油ガスによる災害の発生防止に関する講習の課程を修了し、18歳以上であること。
- ③ 液化石油ガス販売の実務に6か月以上従事した経験を有すること。

### 2. 5. 2 選任者数

#### 1 業務主任者

販売所ごとに次の人数以上を選任すること。

- ① 一般消費者等の数1000戸未満 1人
- ② 一般消費者等の数1000戸以上 2人（以後2000戸を増すごとに1人を加算）

#### 2 業務主任者代理者

販売所ごとに1人以上の業務主任者代理者を選任すること。

販売事業者は、第二種販売主任者免状もしくは高圧ガス協会で行う業務主任者の代理者の資格講習を修了し、販売の実務に6か月以上従事した経験のある者を業務主任者の代理者に選任し、業務主任者が職務に従事できない場合、代行して職務を行わせなければならない。

### 2. 5. 3 必要書類

届出に当たって次の書類が必要となります。

- 1 業務主任者等選任(解任)届書(様式第10)

2 選任者の資格を証する書面(免状, 講習修了証等)の写し

#### 2. 5. 4 業務主任者の講習

液化石油ガス販売事業者は, 業務主任者に高圧ガス保安協会の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を次のとおり受けさせなければなりません。

- ① 第1回の講習は, 免状の交付日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内
- ② 第2回以降の講習は, 前回の講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内
- ③ 業務主任者に選任した日に①又は②の期間が経過している場合並びに業務主任者に選任した日から①又は②の期間が経過するまでの期間が6月未満の場合は, ①又は②の規定にかかわらず, 選任日から6月以内

#### 2. 6 登録行政庁の変更(法第6条)

液化石油ガス販売事業者は登録を受けた後, 次のいずれかに該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行おうとする場合(承継による場合を除く。)において, 経済産業大臣, 都道府県知事又は指定都市の長の登録を受けたときは, 遅滞なくその旨を従前の登録をした行政庁に届出をしなければなりません。

- ① 経済産業大臣の登録を受けた者が一の都道府県又は指定都市の区域内にのみ販売所を有することとなったとき。
- ② 都道府県知事の登録を受けた者が他の一の都道府県又は一の指定都市の区域内にのみ販売所を有することとなったとき。
- ③ 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなったとき。
- ④ 指定都市の長の登録を受けた者が当該指定都市の区域以外の区域内に販売所を有することとなったとき。

##### 2. 6. 1 必要書類

届出に当たって, 「登録行政庁変更届書」(様式第3)が必要となります。

#### 2. 7 液化石油ガス販売事業の報告(施行規則第132条)

液化石油ガス販売事業者は, 事業年度経過後3月以内に, その事業年度の事業報告書を液化石油ガス販売事業報告書(細則様式第1号)により消防局長に報告してください。

#### 2. 8 液化石油ガス販売事業の廃止(法第23条)

液化石油ガス販売事業者が販売事業を廃止した場合には, 遅滞なく届出をしなければなりません。なお, 保安機関, 特定液化石油ガス設備工事事業, 高圧ガス保安法の販売事業についても併せて廃止する場合は, 本項目の廃止届出とは別に, それぞれ廃止届出が必要

となります。

#### 2. 8. 1 必要書類

届出に当たって次の書類が必要となります。

- 1 液化石油ガス販売事業廃止届書(様式第11)

#### 2. 9 液化石油ガス販売事業者の認定(法第35条の6)

液化石油ガス販売事業者は、販売契約を締結している一般消費者等の保安を確保するための機器であって規則に定めるものの設置及び管理の方法が規則で定める基準に適合していることについて、認定を受けることができます。

認定を受けると認定液化石油ガス販売事業者として、特例(規制緩和 法第35条の8, 9)※を適用することができます。

※ 定期供給設備点検及び定期消費設備調査の一部の頻度の緩和等

#### 2. 9. 1 必要書類

申請に当たって次の書類が必要となります。

- 1 液化石油ガス販売事業者認定申請書(様式第26)
- 2 運営管理規程

#### 2. 9. 2 その他

認定液化石油ガス販売事業者は、事業年度経過後3月以内に、事業年度末における販売所ごとの販売契約を締結している一般消費者等の数及び認定対象消費者の数を報告してください。(認定液化石油ガス販売事業者状況報告書 様式第27)

#### 2. 10 液化石油ガス販売事業者のその他の法令遵守義務

- ① 販売所ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。(法第7条第1項)
- ② 規格に適合しない液化石油ガスの販売は禁止されています。(法第13条第1項)
- ③ 一般消費者等と販売契約を締結したときは、遅滞なく、法第14条第1項で規定された事項を記載した書面を交付しなければなりません。記載した事項を変更したときは、再交付しなければなりません。(法第14条第1項)
- ④ 貯蔵施設を技術上の基準に適合するよう維持しなければなりません。(法第16条第1項)
- ⑤ 販売の方法の基準に従わなければなりません。(法第16条第2項)
- ⑥ 供給設備を技術上の基準に適合するよう維持しなければなりません。(法第16条の2第1項)
- ⑦ 従業者に保安教育をしなければなりません。(法第18条第1項)

- ⑧ 販売契約を締結している一般消費者等について保安業務を行わなければなりません。保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、法第29条第1項の認定を受けなければなりません。(法第27条)
- ⑨ 法第29条第1項の認定を受けた者(保安機関)に保安業務の全部又は一部について委託するときは、法第28条で規定された事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして、相互に交付しなければなりません。(法第28条)
- ⑩ 施行規則第131条第1項、第4項の規定により、帳簿を作成し、記載し、保存しなければなりません。(法第81条第1項)



### 3 保安業務

#### 3. 1 保安業務を行おうとする者の認定（第29条）

保安業務を行おうとする者は、保安業務区分に従い、認定を受けなければなりません。

なお、保安業務区分を追加する場合は、既に認定を受けている保安業務区分を除き、追加する保安業務区分についての新規申請を行ってください。ただし、申請書の保安業務計画書には既に認定を受けている保安業務に係る内容も記載してください。

##### 3. 1. 1 必要書類

認定の申請に当たって、次の書類が必要となります。

No.	必要書類	備考
1	保安機関認定申請書類表紙	D16ページ参考
2	保安機関認定申請書	様式第12
3	保安機関認定総括表	「2. 認定を受けようとする保安業務区分」欄には該当の区分に「○」を記載し、「3. 保安業務区分ごとの一般消費等の数」欄には認定を受けようとする一般消費者の数を記載
4	保安業務計画書	様式第13
5	保安業務の技術的能力算定表	D18ページ参考
6	保安業務資格者等一覧表	D20ページ参考
7	緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲(緊急時対応を行う場合)	D13ページ参考 1 事業所所在地の図示 2 待機対応者居住地の図示及び事業所からの所要時間の明記 3 現在の一般消費者等の範囲の図示及び事業所からの所要時間の明記 4 事業所から30分以内に対応できる範囲の図示 5 事業所を中心とした半径20kmの円の記入
8	緊急時対応組織図(緊急時対応を行う場合)	D14ページ参考 夜間又休日において、事業所へ

		かかってきた電話をどのような手段で待機者・対応者へ伝えるか明記(転送電話や直通電話など)
9	損害賠償の支払能力を証する書面	1 (一財)全国LPガス保安共済事業団の場合((1), (2)のいずれか又は両方) (1) LPガス業者賠償責任保険付保明書等 (2) LPガス受託認定保安機関賠償責任保険付保明書等 2 1以外の場合 保険証書, 保険約款, 領収書の写し
10	役員及び構成員に関する証明書	D21ページ参考 法人の場合のみ
11	役員及び構成員一覧表	D22ページ参考 法人の場合のみ
12	保安業務以外の業務の種類及び概要	D19ページ参考
13	欠格事項非該当誓約書	D15ページ参考
14	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	法人の場合のみ (原本で発行から3か月以内のもの)
15	定款	法人の場合のみ

### 3.2 保安機関の認定の更新(法第32条)

保安機関の認定は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失います。認定の更新の申請は、認定期間の満了する30日前(受付は原則として2ヶ月前から)までに行わなければなりません。

#### 3.2.1 必要書類

申請に当たって、「保安機関認定更新申請書」(様式第14)及び新規認定の3.1.1必要書類の表の番号1, 4~15の書類を提出してください。

##### 【注意】承継の場合の認定期間

複数の保安機関が承継されて一つの保安機関となった場合、その認定期間は、承継されたもののうち、最も早く満了するものとなりますので注意してください。

### 3. 3 一般消費者等の数の増加の認可（法第33条第1項）

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を認定された数の範囲を超えて増加しようとするときは、一般消費者等の数の増加の認可を受けなければなりません。保安業務を行う事業所を新設（移転のみの場合を除く。）する場合も同様です。

#### 3. 3. 1 必要書類

申請に当たって、「一般消費者数等の数の増加認可申請書」（様式第15）、「一般消費者等の数の増加認可申請書類表紙」（D12ページ参考）及び新規認定の3. 1. 1 必要書類の表の番号4～7、9の書類を添付してください。

### 3. 4 一般消費者等の数の減少の届出（法第33条第2項）

保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を認可された数の範囲を超えて減少したときは、遅滞なく届出なければなりません。届出には、減少前と減少後が分かるように記載をお願いします。

#### 3. 4. 1 必要書類

届出に当たって、「一般消費者等の減少届書」（様式第16）、「一般消費者等の数の減少届書類表紙」（D11ページ参考）及び新規認定の3. 1. 1 必要書類の表の番号4～6の書類を添付してください。

#### 【一般消費者等の数の増加の認可・減少の届出に関する注意点】

- ・保安業務区分を新たに追加する場合は、一般消費者等の数の増加の認可ではなく、新たに追加の保安機関認定申請が必要です。なお、追加した保安業務区分の認定期間は、その認定の日から5年間となり、もともと認定を受けていた保安業務区分の認定期間とは異なることとなります。
- ・認定された一般消費者等の数を増加又は減少させる場合、予め保安業務規程変更認可申請が必要です。

### 3. 5 保安業務規程（新規・変更）（法第35条）

保安機関は、保安業務規程を定め、認可を受けなければなりません。保安業務の認定を受けても、実際の保安業務を行う場合には、保安業務規程の認可を受けなければなりません。

また、保安業務規程の内容を変更しようとするときも認可を受けなければなりません。

#### 3. 5. 1 必要書類

申請に当たって、「保安業務規程認可申請書」(様式第17),「保安業務規程(保安業務計画書を含む。)」及び新規認定の3.1.1 必要書類の表の番号5,6の書類を添付してください。

また,認可を受けた保安業務規程の内容を変更しようとする場合は,「保安業務規程変更認可申請書」(様式第18),「保安業務規程(保安業務計画書を含む。)」及び新規認定の3.1.1 必要書類の表の番号5,6の書類を添付してください。

### 3.5.2 保安業務規程の内容

保安業務規程で定める事項は,次のとおりです。

1	事業所の所在地
2	事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数
3	保安業務を行うことができる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項
4	保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項
5	区分ごとの保安業務実施の方法
6	保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法
7	その他保安業務に関し必要な事項

### 3.6 保安機関の変更(法第35条の4で準用する法第8条)

保安機関は,次の内容について変更をしたときは,遅滞なく届出なければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者
- ② 保安業務を行う事業所の所在地

#### 3.6.1 必要書類

届出に当たって次の書類が必要となります。

- 1 保安機関変更届書(様式第20)
- 2 変更事項を証する書面(履歴事項全部証明書等)
- 3 新規認定の3.1.1 必要書類の表の番号7の書類
- 4 新規認定の3.1.1 必要書類の表の番号8の書類(緊急時対応を行う事業所の所在地の変更の場合)

### 3.7 保安機関の承継(法第35条の4で準用する法第10条)

保安機関がその事業の全部を譲り渡し,又は相続,合併若しくは分割(その事業全部を承継させるものに限る。)があったときは,その事業の全部を譲り受けた者又は相続人,合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は,その保安機関の地位を承継します。地位を承継した者は,遅滞なくその旨を届出なければなりません。なお,一部承継は法令上認められません。

### 3. 7. 1 必要書類

届出に当たって、次の書類が必要となります。

No.	必 要 書 類	備 考
1	保安機関承継届書(甲)	様式第21
2	保安機関承継届書(乙)	様式第22 法第35条の4において準用する法第10条第2項各号に該当の場合(承継により国所管になった場合)
3	保安機関事業譲渡証明書	様式第22の2 (事業の全部の譲り渡し) ※一部譲渡は不可
4	事業の全部の譲渡しを証する書面 (譲渡契約書, 売買契約書, 土地又は建物の登記事項証明書等)	様式第22の2を用いた場合
5	保安機関相続同意証明書	様式第23(個人の相続) 保安機関の地位を相続した相続人であって, 2以上の相続人の全員の同意により選定された者の場合※
6	保安機関相続証明書	様式第24 販売事業の地位を相続した相続人であって, 上記の相続人以外のもの※
7	保安機関事業承継証明書	様式第24の2 (分割によって保安機関の事業を承継)
8	登記事項証明書(登記簿謄本)	法人の場合のみ (原本で発行から3か月以内のもの)
9	戸籍謄本(相続人全員が分かるもの)	相続の場合のみ

※証明者には、当局から証明書の内容について確認の連絡をすることがありますので、御承知おきください。

### 3. 8 認定行政庁の変更(法第35条の4で準用する法第6条)

保安業務の認定を受けた後、次のいずれかに該当して引き続き保安業務を行おうとする

場合(承継による場合を除く。)において、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長の認定を受けたときは、遅滞なくその旨を従前の認定をした行政庁に届出をしなければなりません。

- ① 経済産業大臣の認定を受けた者が一の都道府県又は指定都市の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うこととなったとき。
- ② 都道府県知事の認定を受けた者が他の一の都道府県又は一の指定都市の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うこととなったとき。
- ③ 都道府県知事の認定を受けた者が二以上の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うこととなったとき。
- ④ 指定都市の長の認定を受けた者が当該指定都市の区域以外の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行うこととなったとき。

#### 3. 8. 1 必要書類

届出に当たって、「認定行政庁変更届書」(様式第19)が必要となります。

#### 3. 9 保安業務実施状況の報告(施行規則第132条)

保安機関は、事業年度経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書を保安業務実施状況報告書(細則様式第2号)により消防局長に報告してください。

#### 3. 10 保安機関の廃止(法第35条の4で準用する法第23条)

保安機関が事業を廃止した場合には、遅滞なく届出なければなりません。

##### 3. 10. 1 必要書類

申請に当たって次の書類が必要となります。

- 1 保安業務廃止届書(様式第25)
- 2 保安機関認定書(返納)

#### 3. 11 保安機関のその他の法令遵守義務

- ① 保安業務の基準に従って保安業務を行わなければなりません。(法第34条第1項)

※複数の保安機関の保安業務資格者に同時に就くこと(兼務)は原則禁止しておりますのでご留意ください。ただし、緊急時対応のみを行う保安機関については、時間雇用等の条件付きで複数の保安機関の保安業務資格者に就くことを可能とします。

- ② 保安業務を行うべき場合において、これを他人に委託してはなりません。(法第34条第2項)
- ③ 施行規則第131条第2項、第5項の規定により、帳簿を作成し、記載し、保存しなければなりません。(法第81条第1項)
- ④ 自ら行っている保安業務の範囲内において当該一般消費者等の供給設備又は消費設備に災害が発生したときには、遅滞なく、その旨を警察官に届出なければなりません。(施行規則第133条)※当局への届出については、「8.3事故届出」を参照。

## 4 貯蔵施設，特定供給設備

### 4. 1 貯蔵施設，特定供給設備の設置の許可（法第36条）

液化石油ガス販売事業者は，貯蔵施設（貯蔵能力3トン以上）を設置しようとする場合又は特定供給設備（容器又はバルク容器の場合は貯蔵能力3トン以上，貯槽又はバルク貯槽の場合は貯蔵能力1トン以上）を設置して液化石油ガスを供給しようとする場合には，許可を受けなければなりません。

#### 4. 1. 1 必要書類

申請に当たって，次の書類が必要となります。

No.	必要書類	備考
1	貯蔵施設等設置許可申請書	様式第28
2	貯蔵施設等の所在地の案内図	最寄駅から所在地までが確認できるもの
3	貯蔵施設等の位置及び付近の状況を示す図面	保安距離及び保安物件との距離等を平面図に明示
4	貯蔵施設の構造，設備，装置について示した図面	※平面図，立面図，詳細図等
5	特定供給設備の構造，設備，装置について示した図面等	※平面図，立面図，配管図，仕様書，強度計算書，組立図等
6	貯蔵施設の位置，構造及び設備総括表	貯蔵施設（販売所の容器置場）の場合
7	貯蔵施設等設置（容器）許可申請書の添付書類	特定供給設備（容器）の場合
8	貯蔵施設等設置（バルク）許可申請書の添付書類	特定供給設備（バルク貯槽，バルク容器）の場合

### 4. 2 貯蔵施設，特定供給設備の変更（法第37条の2）

貯蔵施設又は特定供給設備の許可を受けた液化石油ガス販売事業者は，次の変更をしようとするときは，変更許可を受けなければなりません。

#### 【変更許可】

- ① 貯蔵施設の位置，構造又は設備の変更
- ② 特定供給設備の位置，構造，設備又は装置の変更

※なお，同一製造事業者による同一型式の調整器，気化装置等の交換は含まれない



め、確認が必要な場合は、問い合わせ下さい。

ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとするときは、この限りではなく、遅滞なく届出なければなりません。

**【軽微な変更】**

- ① 貯蔵施設の撤去
- ② 貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更
- ③ 貯蔵施設又は特定供給設備に係る換気孔の増設
- ④ 特定供給設備の廃止

**4. 2. 1 変更許可必要書類**

申請に当たって、次の書類が必要となります。

- 1 貯蔵施設等変更許可申請書(様式第29)
- 2 変更部分の詳細を記述した書類・図面(変更前との対比を明確にすること。)
- 3 4. 1. 1 必要書類の表の番号2～8の書類

**4. 2. 2 軽微な変更の届出必要書類**

届出に当たって、次の書類が必要となります。

- 1 貯蔵施設等変更届書(様式第30)
- 2 変更部分の詳細を記述した書類・図面(必要に応じて写真等を添付)
- 3 (貯蔵施設の撤去又は特定供給設備の廃止の場合のみ)貯蔵施設等許可書(返納)

**4. 3 貯蔵施設、特定供給設備の完成検査(法第37条の3)**

許可(変更許可)を受けた液化石油ガス販売事業者は、貯蔵施設又は特定供給設備を設置(変更)したとき、消防局長が行う完成検査を受け、法令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用することができません。

ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を消防局長に届出た場合は、この限りではありません。(貯蔵施設等完成検査受検届書(様式第33))

**4. 3. 1 必要書類**

消防局長が行う完成検査に当たって、次の書類が必要となります。

- 1 貯蔵施設等完成検査申請書(様式第31)
- 2 施工写真(基礎・障壁の配筋の状況、コンクリートブロックのモルタルの充てん状況、埋設貯槽の設置状況、供給管等の腐しよく防止措置、その他必要なもの)
- 3 耐圧・気密試験結果報告書  
実施場所、試験方法、常用圧力、試験圧力、試験時間、その他必要事項

試験範囲を示すフローシート及び記録写真

- 4 特定設備検査合格証，認定試験者試験等成績書等の写し
- 5 その他の試験，措置，材料などの記録(書類，写真等)

## 5 充てん設備

### 5. 1 充てん設備の許可（法第37条の4第1項）

供給設備に液化石油ガスを充てんしようとする者は、充てん設備ごとに、その使用の本拠の所在地が当市である場合、消防局長への許可を受けなければなりません。なお、その充てん設備を工業用などにも使用する場合は、高圧ガス保安法の「移動式製造設備の許可」も併せて必要となります。

#### 5. 1. 1 必要書類

申請に当たって、次の書類が必要となります。高圧ガス保安法の「移動式製造設備の許可」の申請書類と同一のものは、兼用しても差し支えありません。

1 充てん設備許可申請書（様式第35）

2 充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面等

- ① 最寄りの駅からの案内図
- ② 充てん設備の保管場所(車庫等)を枠書きで明示し、事業所内の他の施設や周辺の火気等との位置関係を示した図面
- ③ 周辺の第1種保安物件、第2種保安物件からの距離関係を明記した図面
- ④ 車庫を設置する場合はその構造図

3 充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類

- ① 施行規則第64条で定める技術上の基準についての措置状況を記した書類  
例) 施行規則第64条第1項の技術上の基準に対応する事項

号	基準項目	措置	資料番号
1	貯蔵設備	貯蔵設備は、容器とする。	
2	耐圧試験		
・	・		
・	・		

② 充てん設備のフローシート及び配管図

圧力計、安全装置、温度計、緊急シャ断装置及び各バルブ等の設置位置等を記入した書面

- ③ 容器、ポンプ・圧縮機類、配管及び各バルブ等の機器リスト
- ④ 認定試験者試験等成績書等の写し
- ⑤ 強度計算書等
- ⑥ 高圧ガス設備に係る電気設備及び火気制限区域内にある電気設備の種類及び防爆性能等のリスト
- ⑦ その他基準に対応する必要な資料

- 4 充てん設備の貯蔵設備(容器)の拓本
- 5 充てん作業者講習修了証の写し, 貯蔵能力3トン以上の場合には移動監視者の資格の写し
- 6 その他必要な書類

## 5. 2 充てん設備の変更(法第37条の4第3項で準用する法第37条の2)

充てん設備の許可を受けた者(充てん事業者)は, 充てん設備に次の変更をしようとするときは, 変更許可を受けなければなりません。

### 【変更許可】

- ① 充てん設備の使用の本拠の所在地の変更
- ② 充てん設備の構造, 設備又は装置の変更

ただし, 次に掲げる軽微な変更をしようとするときは, この限りではなく, 遅滞なく届出なければなりません。

### 【軽微な変更】

- ① 液化石油ガスが通る部分の取替え(同型式のものに限る。)
- ② 液化石油ガスが通る部分の充てん設備に係る設備の取替え(大臣認定品及び保安上特段の支障がないと大臣が認めたものに限る。)であって, 当該設備の処理能力の変更を伴わないもの(①を除く。)
- ③ 液化石油ガスが通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え
- ④ 充てん設備の廃止

### 5. 2. 1 変更許可必要書類

申請に当たって, 次の書類が必要となります。

- 1 充てん設備変更許可申請書(様式第36)
- 2 変更部分の詳細を記述した書類・図面(変更前との対比を明確にすること。)
- 3 充てん設備の許可申請に準じる。

### 5. 2. 2 軽微な変更の届出必要書類

届出に当たって, 次の書類が必要となります。

- 1 充てん設備変更届書(様式第37)
- 2 変更部分の詳細を記述した書類・図面(変更前との対比を明確にすること。)
- 3 写真・試験記録等
- 4 (充てん設備の廃止の場合のみ)充てん設備許可書(返納)

## 5. 3 充てん設備の完成検査(法第37条の4第4項で準用する法第37条の3)

許可(変更許可)を受けた充てん事業者は, 充てん設備を設置(変更)したとき, 消防局長

が行う完成検査を受け、法令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用することができません。

ただし、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法令で定める技術上の基準に適合していると認められ、その旨を消防局長に届け出た場合は、この限りではありません。(充てん設備完成検査受検届書(様式第40))

#### 5. 3. 1 必要書類

消防局長が行う完成検査に当たって、次の書類が必要となります。

- 1 充てん設備完成検査申請書(様式第38)
- 2 耐圧・気密試験結果報告書  
実施場所、試験方法、常用圧力、試験圧力、試験時間、その他必要事項  
試験範囲を示すフローシート及び記録写真
- 3 高圧ガス設備試験合格書、認定試験者試験等成績書等の写し
- 4 その他の施工、試験、措置、材料などの記録(書類、写真等)

#### 5. 4 充てん設備の保安検査(法第37条の6)

充てん事業者は、充てん設備について1年に1回、消防局長が行う保安検査を受けなければなりません。

ただし、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受け、その旨を消防局長に届出た場合は、この限りではありません。(充てん設備保安検査受検届書(様式第46))

#### 5. 4. 1 必要書類

消防局長が行う保安検査に当たって、次の書類が必要となります。

- 1 充てん設備保安検査申請書(様式第44)
- 2 その他

#### 5. 5 液化石油ガス充てん事業者による報告(施行規則第132条)

充てん事業者は、事業年度経過後3月以内に、事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん作業者の数について、液化石油ガス充てん事業者報告書(細則様式第3条)により消防局長に報告してください。

#### 5. 6 充てん事業者のその他の法令遵守義務(法第37条の5)

- ① 充てん設備が技術上の基準に適合するよう維持しなければなりません。
- ② 技術上の基準に従って供給設備に液化石油ガスを充てんしなければなりません。
- ③ 充てん作業者講習を終了した者(充てん作業員)に、充てん設備による供給設備への

液化石油ガスの充てんを行わせなければなりません。

- ④ 施行規則第131条第3項、第6項の規定により、帳簿を作成し、記載し、保存しなければなりません。(法第81条第1項)

#### 5.7 充てん作業者の再講習(施行規則第74条)

充てん作業者は、再講習を次のとおり受けなければなりません。

- 1 第1回の再講習は、講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内
- 2 第2回以降の再講習は、前回の再講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内

#### 5.8 充てん設備の休止

充てん設備を1か月以上継続して休止する場合は、消防局長にその旨を届出してください。

前回の保安検査等を受けた日から1年以上(告示で定める施設にあってはその期間以上)経過した施設を再び使用するときは、保安検査を受検して使用することとなります。

(注1)休止期間は3年間を限度とします。3年以上休止する場合は休止期間内に再度届出を提出してください。

(注2)休止する充てん設備は、窒素等で置換する等、保安上の措置を講じてください。

(注3)休止期間中に、付属機器等の開放検査等の期間に達していた場合、または保安上の措置が適切になされなかった場合、再開に当たっては、あらかじめ休止していた付属機器等の開放検査等を行い、その検査報告書を作成してください。

##### 5.8.1 休止の届出必要書類

届出に当たって、次の書類が必要となります。

- 1 充てん設備使用休止届書(細則様式第6号)
- 2 休止に対する保安上の措置を記載した書面
  - (1) 充てん設備内のガス置換方法
  - (2) 日常点検、定期点検等の方法
  - (3) その他の保安上の措置
- 3 休止施設の範囲及び位置等を明示した図面

## 6 液化石油ガス設備工事

### 6. 1 液化石油ガス設備工事届について(法第38条の3)

学校，病院，興行場その他の多数の者が出入りする設備又は多数の者が居住する建築物(規則第86条に定めるものに限る。)に係る液化石油ガス設備工事(規則第87条に定めるものに限る。)をしたものは遅滞なく，その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する消防署へ届出を行ってください。

#### 6. 1. 1 適用範囲

##### 1 供給設備の貯蔵量

500kgを超えるもの(表1参照)(規則第87条)

##### 2 供給対象施設

規則第86条に定める施設又は建築物

- 1 劇場，映画館，演芸場，公会堂その他これらに類する施設
- 2 キャバレー，ナイトクラブ，遊技場その他これらに類する施設
- 3 貸席及び料理飲食店
- 4 百貨店及びマーケット
- 5 旅館，ホテル，寄宿舎及び共同住宅(3世帯以上)
- 6 病院，診療所及び助産所
- 7 小学校，中学校，高等学校，高等専門学校，大学，盲学校，ろう学校，養護学校，幼稚園及び各種学校
- 8 図書館，博物館及び美術館
- 9 公衆浴場
- 10 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
- 11 神社，寺院，教会その他これらに類する施設
- 12 床面積の合計が1,000平方メートル以上である事務所(前各号に掲げるものに該当するものを除く。)

##### 3 新設・変更の別

新設はもちろん，対象設備の供給管の延長を伴う工事，貯蔵設備の位置の変更，貯蔵量の増加を伴う工事も設備工事届の対象となります。

表1

貯蔵量	貯蔵方法	手続きの内容
-----	------	--------

	容器	貯槽	
300kg未満	許可申請，届出の必要なし		
300kg以上 500kg以下	消防法に基づく届出 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱の 開始届)		管轄の消防署長に届け出てく ださい
500kg 超 1000kg未満	設備工事届出の対象設備の場合 (供給先が規則 8 6 条に定める施設・建築 物。これ以外の場合は消防法に基づく届 出の対象)		この手引きに従って手続きを 進めてください(規則第 8 8 条)
1000kg以上 3000kg未満			
3000kg以上	貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可申 請対象		法第 3 6 条第 1 項

#### 6. 1. 2 提出書類

No.	提出書類	適用		様式及び記載上の注意
		容器	バルク 貯槽	
1	液化石油ガス設備工事届書	○	○	様式第 4 8
2	液化石油ガス設備工事明細 書	○	○	規程様式第 2 9 号～ 2 9 号の 6 の うち該当するもの
3	特定設備検査合格証又は特 定設備基準適合証の写し		○	
4	気密試験記録の写し	○	○	自記圧力計記録用紙の写し
5	設置場所案内図	○	○	明細地図程度の縮尺のもの
6	施設配置図(平面図)	○	○	貯蔵施設の位置，構造壁，付近の 建物，道路，駐車場並びに火気及 びその取扱施設等を記載する
7	容器置場構造図	○		
8	供給管系統図	○	○	供給の系統が分かる図面
9	配管系統図	○	○	消費配管の系統が分かる図面
1 0	アイソメ図	○	○	材料，絶縁継手等が明確にわかる もの 建物内については建築図面にガス



				配管を記入すれば代用してよい
--	--	--	--	----------------

## 6. 2 特定液化石油ガス設備工事事業届について(法第38条の10)

### 6. 2. 1 特定液化石油ガス設備工事事業開始届

硬質管相互の接続工事，硬質管と気化装置，調整器，ガスメーター，自動ガス遮断器，バルブ，ガス栓との接続工事等の事業を行う者は，事業所毎に事業開始の日から30日以内に届出を行ってください。

### 6. 2. 2 特定液化石油ガス設備工事事業変更届

特定液化石油ガス設備工事事業者は，開始時の届出事項に変更があったときは，遅滞なく届出を行ってください。変更とは次の事項の変更のことを言います。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては，代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法
- (4) 液化石油ガス設備士の氏名
- (5) 自気圧力計の数

### 6. 2. 3 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届

特定液化石油ガス設備工事事業者は，事業を廃止したときは，遅滞なく届出を行ってください。

### 6. 2. 4 必要書類について

届出に当たって，次の書類が必要となります。

特定液化石油ガス設備工事事業開始届

No.	必要書類
1	特定液化石油ガス設備工事事業開始届出書(様式第56)
2	特定液化石油ガス設備工事事業に係る添付書類(D23ページ参考)
3	液化石油ガス設備士免状の写し

特定液化石油ガス設備工事事業変更届

No.	必要書類
1	特定液化石油ガス設備工事事業変更届出書(様式第57)
2	特定液化石油ガス設備工事事業に係る添付書類(必要があれば) ※変更した部分以外の部分(現在の状況)も記載してください。
3	変更を証するもの (履歴事項全部証明書，液化石油ガス設備士免状など)

#### 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届

No.	必要書類
1	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届出書(様式第58)

#### 6. 3 液化石油ガス設備士の再講習(法第38条の9第1項)

液化石油ガス設備士は、高圧ガス保安協会が行う「液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習」を次のとおり受けなければなりません。

- 1 第1回の再講習は、免状の交付日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内
- 2 第2回以降の再講習は、前回の講習受講日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内

#### 6. 4 液化石油ガス設備工事に関するその他の法令遵守事項

- ① 供給設備又は消費設備の設置又は変更の工事(液化石油ガス設備工事)は、技術上の基準に適合するようにしなければなりません。(法第38条の2)  
※容器又は貯槽の外面からの火気距離について敷地所有者等とトラブルになるケースが多いため、設置時又は変更時にはご注意ください。
- ② 液化石油ガス設備士でなければ、液化石油ガス設備工事の作業(施行規則第108条で定めるもの)を行うことができません。(法第38条の7)
- ③ 液化石油ガス設備士は、液化石油ガス設備工事の作業をするときには、技術上の基準に適合するようにしなければならず、また免状を携帯しなければなりません。(法第38条の8)
- ④ 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事(施行規則第115条で定めるもの)をしたときは、施工後の表示を付さなければなりません。(法第38条の11)
- ⑤ 特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事(施行規則第115条で定めるもの)をしたときは、記録を作成し、当該記録及び配管図面を保管しなければなりません。(法第38条の12)
- ⑥ 特定液化石油ガス設備工事事業者は、事業所ごとに自記圧力計を備えなければなりません。(法第38条の13)

## 7 許可等申請取下・許可の取消し

### 7. 1 許可等に係る申請の取下げについて

法の規定による許可又は検査の申請の取下げは、許可等申請取下書(細則様式第4号)により消防局長に届出を行ってください。

### 7. 2 許可の取消しの申請について

法第37条の4第1項の規定による充てん設備の許可又は同条第3項において準用する法第37条の2第1項の規定による充てん設備の変更の許可の取消しの申請は、許可取消申請書(細則様式第5号)により消防局長に届出を行ってください。

## 8 高圧ガス保安法

### 8. 1 危険時の措置(法第36条)

- 1 高圧ガスの製造のための施設，貯蔵所，販売のための施設，特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったときは，それらの施設又は容器の所有者又は占有者は，直ちに，経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければなりません。
- 2 前項の事態を発見した者は，直ちに，その旨を都道府県知事又は警察官，消防吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に届出なければなりません。

### 8. 2 現状変更の禁止(法第64条)

何人も、高圧ガス法による災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事、指定都市の長、又は警察官の指示なく、その現状を変更してはいけません。ただし、第36条第1項又は液化石油ガス法第27条第1項第4号の規定による措置を講ずる場合は、この限りではありません。

### 8. 3 事故届(法第63条)

第一種製造者，第二種製造者，販売業者，液化石油ガス法の液化石油ガス販売事業者，高圧ガスを貯蔵し，又は消費する者，容器製造業者，容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は，次に掲げる場合は，遅滞なく，その旨を都道府県知事又は警察官に届出なければなりません。

- 1 その所有し，又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- 2 その所有し，又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し，又は盗まれたとき。

#### 8. 3. 1 必要書類

- ① 事故届書
  - ・高圧ガス保安法 様式第57（特定消費設備に係る事故以外の場合）
  - ・高圧ガス保安法 様式第57の2（特定消費設備に係る事故の場合）
- ② それ以外の災害等の場合は，高圧ガス事故等調査報告書
- ③ 現場位置図，写真，見取り図，事故の状況，原因及び被害の程度など詳細な説明書
- ④ 台帳，帳簿等の写し

## 9 液化石油ガス法に基づく申請書等様式

様式は、別添のとおりです。

岡山市のホームページ「液化石油ガス保安法」からダウンロードできます。

(<https://www.city.okayama.jp/shisei/category/4-3-3-7-20-0-0-0-0-0.html>)

法 令 様 式

様式第1（第4条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×登録番号	

## 液化石油ガス販売事業登録申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第2項の規定により同条第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 販売所の名称及び所在地
2. 貯蔵施設の位置
3. 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第2（第5条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住 所  
請求する者の氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条の2第3項の規定により、次のとおり登録簿の謄本の交付（閲覧）を請求します。

1. 液化石油ガス販売事業者の氏名又は名称及び住所
2. 登録の年月日
3. 登録番号
4. 登録簿の謄本の請求の場合にあっては、その枚数

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 1から3までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。  
ただし、2及び3に掲げる事項について不明の場合は、この限りではない。
  - 3 ×印の項は記載しないこと。



様式第3（第7条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 登録行政庁変更届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 従前の法第3条第1項の登録の年月日及び登録番号
2. 新たな法第3条第1項の登録をした者、登録の年月日及び登録番号
3. 登録行政庁の変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第5（第9条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス販売所等変更届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

2. 変更の年月日

3. 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

液化石油ガス販売事業承継届書（甲）

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
 名称  
 代表者氏名  
 電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏名又は名称	
	法人にあってはその代表者の氏名	
	住所	
	登録の年月日及び登録番号	
	販売所の名称及び所在地	
	保安業務を行う者の氏名又は名称 及び事業所の所在地	
承継者に 関する事項	登録の年月日及び登録番号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第7（第10条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス販売事業承継届書（乙）

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の登録の年月日 及 び 登 録 番 号	
承継者の登録の年月日 及 び 登 録 番 号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第7の2（第10条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス販売事業者事業譲渡証明書

年 月 日

岡山市消防局長 様

譲り渡した者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

譲り受けた者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり液化石油ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1. 登録の年月日
2. 登録番号
3. 譲渡しの年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス販売事業者相続同意証明書

年 月 日

岡山市消防局長 様

証明者 住所  
氏名

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 登録の年月日
3. 登録番号
4. 液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
5. 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 証明者は、液化石油ガス販売事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。  
3 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス販売事業者相続証明書

年 月 日

岡山市消防局長 様

証明者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり液化石油ガス販売事業者について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 登録の年月日
3. 登録番号
4. 液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者の氏名及び住所
5. 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 証明者は、2人以上とすること。  
3 ×印の項は記載しないこと。

様式第9の2（第10条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス販売事業者事業承継証明書

年 月 日

岡山市消防局長 様

被承継者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

承継者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり液化石油ガス販売事業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1. 登録の年月日
2. 登録番号
3. 承継の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。



×整理番号	
×受理年月日	

下記に記載の選任(解任)の年月日以降に提出願います。

業務主任者等選任(解任)届書

〇〇年△△月□□日

岡山市消防局長 様

住所 岡山市北区〇〇△△番地□  
 名称 〇〇燃料株式会社  
 代表者氏名 代表取締役〇〇 △△  
 電話番号 〇〇〇-△△△-□□□

- 1 販売所の名称及び所在地並びに一般消費者等の数  
 名称 〇〇燃料株式会社  
 所在地 岡山市北区〇〇△△番地□  
 一般消費者等の数 〇△□× 戸

届出日現在での一般消費者等の数を記載してください。

- 2 業務主任者又は業務主任者の代理者の氏名及び液化石油ガスの販売に関する経験

種 別	変 更 前		変 更 後		実務経験期間
	氏 名	選解任の別	氏 名	選解任の別	
業 務 主 任 者	岡山 太郎	解任	倉敷 一郎	選任	1年6月
			津山 二郎	選任	10年3月
業務主任者の代理者	玉野 三郎	解任	笠岡 四郎	選任	20年2月

- 3 選任(解任)の年月日  
 〇〇年△△月□□日

- 4 解任の理由  
 人事異動及び販売する一般消費者等の数の増加のため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 業務主任者又は業務主任者の代理者が法第19条第1項又は法第21条第1項の規定に該当することを証明(液化石油ガスの販売に関する経験に係るものを除く)した書面を添付すること。  
 3 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス販売事業廃止届書

事業を廃止した年月日  
以降に提出願います。

〇〇年△△月□□日

岡山市消防局長 様

住所 岡山市北区〇〇△△番地□  
名称 〇〇燃料株式会社  
代表者氏名 代表取締役〇〇 △△  
電話番号 〇〇〇-△△△-□□□

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 登録の年月日及び登録番号

登録番号 : 33A00□□-△△

登録年月日 : 〇〇年□□月△△日

2. 事業を廃止した年月日

●●年■月▲▲日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第12（第30条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認可番号	

## 保安機関認定申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第29条第2項の規定により同条第1項の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地
2. 認定を受けようとする保安業務区分
3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数
4. 当該保安業務に係る液化石油ガス販売事業を行う販売所の所在する都道府県名

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

保安業務計画書

事業所の名称 \_\_\_\_\_

事業所の所在地 \_\_\_\_\_

保安業務区分		① 供給開始時点検・調査	② 容器交換時等供給設備点検	③ 定期供給設備点検	④ 定期消費設備調査	⑤ 周知	⑥ 緊急時対応	⑦ 緊急時連絡
一般消費者の数								
保安業務資格者の数		液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 人 製造保安責任者 人 その他 人						
調査員の数								
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者								
年間実働日数又は平均月間実働日数			日/月	日/年	日/年			
保安業務用機器	自記圧力計	個						
	マノメータ	個						
	ガス検知器	個						
	漏洩検知液	個						
	緊急工具類	式						
	一酸化炭素測定器	個						
	ボーリングバー	個						
緊急時対応を行う場合にあってはその方法		・出動手段（自動車： 台） （オートバイ： 台） （その他： 台） ・連絡受信方法（電話： ） （FAX： ） （集中監視システム： 有 ・ 無 ）						

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 事業所ごとに記載すること。

様式第14（第34条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認定番号	

## 保安機関認定更新申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第32条第1項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

2. 更新を受けようとする保安業務区分

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第15（第35条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認可番号	

## 一般消費者等の数の増加認可申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第1項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 認定の年月日及び認定番号
2. 一般消費者等の数を増加しようとする保安業務区分
3. 増加しようとする一般消費者等の数
4. 一般消費者の数の増加に係る事業所の名称及び所在地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第16（第35条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 一般消費者等の数の減少届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 認定の年月日及び認定番号
2. 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分
3. 減少した一般消費者等の数
4. 一般消費者の数の減少に係る事業所の名称及び所在地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第17（第39条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認可番号	

## 保安業務規程認可申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項前段の規定により保安業務規程の認可を受けたいので申請します。

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。



様式第18（第39条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認可番号	

## 保安業務規程変更認可申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

1. 変更の内容

2. 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 変更後の保安業務規程（保安業務計画書を含む。）を添付すること。  
3 ×印の項は記載しないこと。

様式第19（第40条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 認定行政庁変更届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 従前の法第29条第1項の認定の年月日及び認定番号
2. 新たな法第29条第1項の認定をした者、認定の年月日及び認定番号
3. 認定行政庁の変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

## 保安機関変更届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

2. 変更の年月日

3. 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第21（第42条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 保安機関承継届書（甲）

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	氏名又は名称	
	法人にあってはその代表者の氏名	
	住所	
	認定の年月日及び認定番号	
	事業所の名称及び所在地	
承継者に関する事項	認定の年月日及び認定番号	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第22（第42条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 保安機関承継届書（乙）

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	
被承継者の認定の年月日 及 び 認 定 番 号	
承継者の認定の年月日 及 び 認 定 番 号	

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第22の2（第42条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 保安機関事業譲渡証明書

年 月 日

岡山市消防局長 様

譲り渡した者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

譲り受けた者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり保安機関の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1. 認定の年月日
2. 認定番号
3. 譲渡しの年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

## 保安機関相続同意証明書

年 月 日

岡山市消防局長 様

証明者 住所  
氏名

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 認定の年月日
3. 認定番号
4. 保安機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
5. 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 証明者は、保安機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。
- 3 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

## 保安機関相続証明書

年 月 日

岡山市消防局長 様

証明者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり保安機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 認定の年月日
3. 認定番号
4. 保安機関の地位を承継した者の氏名及び住所
5. 相続開始の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 証明者は、2人以上とすること。  
3 ×印の項は記載しないこと。



様式第24の2（第42条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 保安機関事業承継証明書

年 月 日

岡山市消防局長 様

被承継者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

承継者 住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

次のとおり分割によって保安機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1. 認定の年月日
2. 認定番号
3. 承継の年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

## 保安業務廃止届書

事業を廃止した年月日  
以降に提出願います。

〇〇年△△月□□日

岡山市消防局長 様

住所 岡山市北区〇〇△△番地□  
名称 〇〇燃料株式会社  
代表者氏名 代表取締役〇〇 △△  
電話番号 〇〇〇-△△△-□□□

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の4において準用する同法第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

直近に県又は市から交付された認定書を確認の上、記載願います。

1. 認定の年月日及び認定番号

認定の年月日：〇〇年△△月□□日

認定番号：33A1234RA-〇〇

2. 保安業務を廃止した年月日

●●年■月▲▲日

3. 保安業務を廃止した理由

液化石油ガス販売事業とともに保安業務を廃止したため。

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×認可番号	

## 液化石油ガス販売事業者認定申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
氏名又は名称  
法人にあつてはその代表者氏名  
法人にあつてはその法人番号  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の6第1項の規定により認定を受けたいので、申請します。

- 1 保安確保機器の設置及び管理の方法の別
- 2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数
- 3 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第45条第3号に定める保安確保機器を設置している者の氏名又は名称及び住所
- 4 合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者の割合が、申請の日前1年以内に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）に掲げる割合を下回った場合にあつては、当該承継の事由及び年月日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

## 認定液化石油ガス販売事業者状況報告書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
氏名又は名称  
法人にあってはその代表者氏名  
法人にあってはその法人番号  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の7の規定により、次のとおり報告します。

①保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	
-------------	--

②一般消費者等及び認定対象消費者の数

販 売 所 の 名 称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数
計		

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 一般消費者等の数及び認定対象消費者の数は各事業年度末における数を記入すること。  
 3 ×印の項は記載しないこと。

様式第27の2（第48条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 認定液化石油ガス販売事業者承継状況報告書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
氏名又は名称  
法人にあってはその代表者氏名  
法人にあってはその法人番号  
電話番号

合併その他の事由による事業の承継により、当該承継の日に認定対象消費者の割合が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第1号ロ（同条第2号ロ）に掲げる割合を下回ったので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第48条第2項及び第3項の規定により、次のとおり報告します。

### ① 保安確保機器の設置及び管理の方法の別

設置及び管理の方法の別	
-------------	--

### ② 一般消費者等及び認定対象消費者の数

販売所の名称	一般消費者等の数	認定対象消費者の数
計		

### ③ 承継の原因及び年月日

承継の原因	
承継の年月日	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第28（第51条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×許可番号	

## 貯蔵施設等設置許可申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 貯蔵施設又は特定供給設備を設置しようとする販売所の名称及び所在地

2. 設置しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第29（第56条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×許可番号	

## 貯蔵施設等変更許可申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地
2. 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地
3. 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第30（第58条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 貯蔵施設等変更届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

2. 変更の年月日

3. 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。



様式第31（第59条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	
×検査番号	

## 貯蔵施設等完成検査申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号
2. 検査を受けようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

×整理番号	
×受理年月日	

## 貯蔵施設等完成検査受検届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項ただし書きの規定により、次のとおり届け出ます。

1. 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の許可の年月日及び許可番号
2. 検査を受けた貯蔵施設又は特定供給設備の所在地
3. 検査実施者の名称及び検査年月日
4. 貯蔵施設等完成検査証の検査番号

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第34（第61条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 貯蔵施設等完成検査結果報告書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
高压ガス保安協会又は  
指定完成検査機関名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第2項の規定により報告します。

- （備考）
- 1 報告に係る貯蔵施設等完成検査証の写しを添付すること。
  - 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 3 ×印の項は記載しないこと。

様式第 35 (第 63 条関係)

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

### 充てん設備許可申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の貯蔵設備の記号及び番号並びに貯蔵能力

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 36(第 65 条関係)

× 整理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

## 充てん設備変更許可申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項で準用する同法第 37 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 変更しようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の変更の内容

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 37(第 67 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

## 充てん設備変更届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 3 項で準用する同法第 37 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 38(第 68 条関係)

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 検 査 番 号	

### 充てん設備完成検査申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 4 項で準用する同法第 37 条の 3 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 検査を受けようとする充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けようとする充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

充てん設備完成検査受検届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 4 第 4 項で準用する同法第 37 条の 3 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 充てん設備完成検査証の検査番号

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。



様式第 44(第 81 条関係)

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 検 査 番 号	

## 充てん設備保安検査申請書

年 月 日

岡山市消防局長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項本文の検査を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 2 充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 3 前回の保安検査の検査年月日及び充てん設備保安検査証の検査番号

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第 46(第 82 条関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 年 月 日	年 月 日

充てん設備保安検査受検届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者の氏名

住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 検査を受けた充てん設備の許可の年月日及び許可番号
- 2 検査を受けた充てん設備の使用の本拠の名称及び所在地
- 3 検査実施者の名称及び検査年月日
- 4 充てん設備保安検査証の検査番号

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。

(様式第 4 8)

×整理番号	
×受理年月日	

## 液化石油ガス設備工事届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3 の規定により、  
次のとおり届け出ます。

工事に係る供給設備又は消費設備の所在地	
当該設備の所有者又は占有者の氏名又は名称	
当該設備の使用目的	
貯蔵設備の貯蔵能力	
工事の内容	

×
---

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。  
3 提出部数：2部

様式第56（第112条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 特定液化石油ガス設備工事事業開始届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業所の名称
2. 事業所の所在地
3. 記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第57（第114条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 特定液化石油ガス設備工事事業変更届書

年 月 日

岡山市消防局長 様

住所  
名称  
代表者氏名  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 事業開始の届出の年月日

2. 変更の内容

3. 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第58（第114条関係）

×整理番号	
×受理年月日	

## 特定液化石油ガス設備工事事業廃止届書

〇〇年△△月□□日

岡山市消防局長 様

事業を廃止した年月日  
以降に提出願います。

住所 岡山市北区〇〇△△番地□  
名称 〇〇燃料株式会社  
代表者氏名 代表取締役〇〇 △△  
電話番号 〇〇〇-△△△-□□□

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の10第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業開始の届出の年月日

〇〇年□□月△△日

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第57 (第96条関係)

事 故 届 書	液 石	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事 業 所 の 名 称 又 は 販 売 所 の 名 称 を 含 む。)			
住 所 又 は 事 務 所 (本 社) 所 在 地		Tel Fax	
事 業 所 所 在 地		Tel Fax	
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況		別紙のとおり	

年 月 日

代表者 氏名

岡山市消防局長 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 ×印の項は記載しないこと。
  - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

様式第57の2（第96条関係）

事 故 届 書	液 石	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事業所の名称又は販売所の名称を含む。)			
住 所 又 は 事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況		別紙のとおり	
事 故 発 生 の 特 定 消 費 設 備	製 造 者 又 は 輸 入 者 の 名 称		
	機 種		
	型 式		
	製 造 年 月	年 月	
特 定 ガ ス 消 費 機 器 の 設 置 工 事 の 監 督 に 関 す る 法 律 第 6 条 の 規 定 に よ る 表 示	工 事 業 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 連 絡 先		
	監 督 者 の 氏 名		
	資 格 証 の 番 号		
	施 工 内 容 及 び 施 工 年 月 日		

年 月 日

代表者 氏名

岡山市消防局長 様

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ×印の項は記載しないこと。  
 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。



# 岡山市細則様式

## 液化石油ガス販売事業報告書

岡山市消防局長 様

氏名又は名称  
（法人にあつては  
その代表者の氏名）  
住所  
電話番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により次のとおり報告します。

- 1 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 販売する一般消費者等の数及び保安業務の委託状況

販売所の名称	一般消費者等の数	
	体積販売	質量販売
販売所	戸	戸
販売所	戸	戸
販売所	戸	戸
販売所	戸	戸
販売所	戸	戸

## ※注意事項

- 1 複数の「販売所」を所有している場合は、販売所ごとに記入する。
- 2 「販売する一般消費者等の数」には、工業用等消費者（工場・農業等）を含めないようにする。
- 3 質量販売は年度末現在における質量販売した容器の所有者数及び販売所から貸与を受けている消費者数を計上する。（容器の所有者及び貸与を受けている消費者が複数回充てんを受けても1戸とし、過年度分を含む。貸与を受けている者が容器を返却した場合は消費者数には含めない。）
- 4 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 販売事業報告別紙

保安業務の委託状況

販売所名：（ ）

保安業務の委託状況 保安業務区分	委託先の保安機関の 名称及び認定番号	委託している一般消費者等の数		保安業務を実施した件数	
		体積販売	質量販売	体積販売	質量販売
1. 供給開始時 点検・調査	自 社	戸	戸	件	件
	委託 1	戸	戸	件	件
	委託 2	戸	戸	件	件
2. 容器交換時 等供給設備 点検	自 社	戸	/	件	/
	委託 1	戸	/	件	/
	委託 2	戸	/	件	/
3. 定期供給 設備点検	自 社	戸	/	件	/
	委託 1	戸	/	件	/
	委託 2	戸	/	件	/
4. 定期消費 設備調査	自 社	戸	戸	件	件
	委託 1	戸	戸	件	件
	委託 2	戸	戸	件	件
5. 周知	自 社	戸	戸	件	件
	委託 1	戸	戸	件	件
	委託 2	戸	戸	件	件
6. 緊急時対応	自 社	戸	戸	件	件
	委託 1	戸	戸	件	件
	委託 2	戸	戸	件	件
7. 緊急時連絡	自 社	戸	戸	件	件
	委託 1	戸	戸	件	件
	委託 2	戸	戸	件	件

**※注意事項**

- 1 保安業務の全部又は一部について自らが行っている場合には「委託先の保安機関の名称及び認定番号」の欄に自社の名称及び認定番号、「委託している一般消費者等の数」の欄に自社の一般消費者等の数を記入する。
- 2 複数の「販売所」を所有している場合は、販売所ごとに記入する。
- 3 「供給開始時点検・調査」における「保安業務を実施した件数」の「質量販売」については報告期間内の契約件数（契約した容器数）を計上する。（同一消費先に3回契約（容器を3本契約）すれば、3件を計上する。）

## 保安業務実施状況報告書

岡山市消防局長 様

氏名又は名称  
(法人にあってはその代表者の氏名)  
住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

- 1 報告する事業年度の期間 年 月 日 から 年 月 日  
2 保安業務実施状況

事業所の名称	
事業所の所在地	
保安業務資格者の数	人 (うち、保安業務に係る技術的能力の基準等に定める告示(平成9年通商産業省告示第122号)第2条第1号又は第2号に規定する数 人)

保安業務区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1 供給開始時点検・調査	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち再調査 戸( 戸)
2 容器交換時等供給設備点検	戸	戸( 戸)	戸( 戸)
3 定期供給設備点検	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち拒否数 戸( 戸)
4 定期消費設備調査	戸	戸( 戸)	当年調査 戸( 戸) うち完了数 戸( 戸) うち拒否数 戸( 戸) うち不在数 戸( 戸) 当年再調査 戸( 戸) うち完了数 戸( 戸) うち拒否数 戸( 戸) うち不在数 戸( 戸)
5 周知	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち書面配布 戸( 戸) うち電子メール 戸( 戸) うちファイル記録 ( 戸) うち記録媒体 戸( 戸)
6 緊急時対応	戸	戸( 戸)	戸( 戸)
7 緊急時連絡	戸	戸( 戸)	戸( 戸)

1 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

- (備考) 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない一般消費者等の数を記載すること。  
2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。  
3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 保安業務実施状況報告（各事業所用）

事業所の名称	
事業所の所在地	
保安業務資格者の数	人 (うち、保安業務に係る技術的能力の基準等に定める告示(平成9年通商産業省告示第122号)第2条第1号又は第2号に規定する数 人)

保安業務区分	保安業務に係る一般消費者等の数		
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	当該事業年度に保安業務を実施した数
1 供給開始時 点検・調査	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち再調査 戸( 戸)
2 容器交換時等 供給設備点検	戸	戸( 戸)	戸( 戸)
3 定期供給 設備点検	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち拒否数 戸( 戸)
4 定期消費 設備調査	戸	戸( 戸)	当年調査 戸( 戸) うち完了数 戸( 戸) うち拒否数 戸( 戸) うち不在数 戸( 戸) 当年再調査 戸( 戸) うち完了数 戸( 戸) うち拒否数 戸( 戸) うち不在数 戸( 戸)
5 周知	戸	戸( 戸)	戸( 戸) うち書面配布 戸( 戸) うち電子メール 戸( 戸) うちファイル記録 ( 戸) うち記録媒体 戸( 戸)
6 緊急時対応	戸	戸( 戸)	戸( 戸)
7 緊急時連絡	戸	戸( 戸)	戸( 戸)

- (備考) 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査ができない一般消費者等の数を記載すること。
- 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 4 事業所が複数ある場合は、事業所ごとに作成すること。

## 液化石油ガス充てん事業者報告書

岡山市消防局長 様

氏名又は名称  
(法人にあつては  
その代表者の氏名)  
住所  
電話番号

液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)第132条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 報告する事業年度の期間  
\_\_\_\_\_年 月 日～ \_\_\_\_\_年 月 日
- 2 事業年度末における充填に係る一般消費者等の数  
\_\_\_\_\_戸
- 3 充填作業に従事している充填作業者の数  
\_\_\_\_\_人
- 4 その他

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 使用の本拠地が複数ある場合には、本拠地ごとに記載すること。

## 許可等申請取下書

岡山市消防局長 様

氏名又は名称  
(法人にあつては  
その代表者の氏名)  
住所  
電話番号

次のとおり許可等の申請を取り下げます。

許可等の申請の種別	
許可等申請年月日	年 月 日
取下理由	
その他必要な事項	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

## 許可取消申請書

岡山市消防局長 様

氏名又は名称  
（法人にあつては  
その代表者の氏名）  
住所  
電話番号

許可の取消しを受けたいので、次のとおり申請します。

取消しを受けようとする 許 可 の 種 別	
許 可 の 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
取消しを受けようとする 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



## 充てん設備使用休止届出書

岡山市消防局長 様

氏名又は名称  
 (法人にあっては  
 その代表者の氏名)  
 住所  
 電話番号

充てん設備の使用を休止したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第81条第1項ただし書の規定により、次のとおり届け出ます。

充てん設備の 使用の本拠	名 称		
	所在地		
充てん設備の許可	許可年月日	年	月 日
	許可番号	第	号
前回の保安検査	検査年月日	年	月 日
	検査番号	第	号
充てん設備の 貯蔵設備の貯蔵能力			
休 止 期 間	年 月 日から	年 月	日まで
休 止 理 由			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印の欄には、記入しないこと。

# 事務処理規程様式

## 液化石油ガス設備工事届明細書 (容器による貯蔵で合算が 1 t 未満)

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3)

設備 工事 業者		特定液化石油ガス設備工事	年 月 日		
		事業届出受理年月日・番号	第 号		
	従事した液化石油ガス設備士の氏名・免状番号等	氏名	免状番号	最終受講年月日	
			第 県交付号	年 月 日	
			第 県交付号	年 月 日	
			第 県交付号	年 月 日	

当該設備工事を行った建築物の名称等	(名称)
	(所在地)
当該設備工事を行った建築物の所有者等	(名称)
	(住所又は所在地)
液化石油ガスを供給する販売事業者の名称等	(名称)
	(所在地)
設備工事の完了年月日	年 月 日

貯蔵(該設備設置に印又は必要な項目を記入すること)	貯蔵設備	貯蔵能力： kg ( kg 容器 × 本)
	屋外設備	<input type="checkbox"/> ボンベ庫あり (滞留防止措置として床面積 1 m <sup>2</sup> につき 300 cm <sup>2</sup> 以上の換気口を設置することが望ましい。) <input type="checkbox"/> ボンベ庫なし
	火気制限	火気の名称： 火気までの距離：実寸 m <input type="checkbox"/> 容器を置く場所から火気に対して 2 m 以上の距離を有している。 <input type="checkbox"/> 容器を置く場所から 2 m 以内にある火気をさえぎる措置を講じている。( <input type="checkbox"/> 屋内の火気 <input type="checkbox"/> 不燃性の隔壁を設置)
	充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置・腐食防止措置	<input type="checkbox"/> 排水のよい水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に設置 <input type="checkbox"/> 屋根又はひさしの垂直投影面の内側に設置 <input type="checkbox"/> 積雪により埋没するおそれのない位置又は保護された位置 <input type="checkbox"/> 充填量 10kg 以上の容器は鉄鎖、ロープ等により構築物に固定
	充填容器等を常に温度 40℃ 以下に保つ措置	<input type="checkbox"/> 日光の照射によって容器が 40℃ を超えて加熱されるおそれのある場合は、常に温度 40℃ 以下に保つ措置を講じる。 <input type="checkbox"/> 日光以外の熱源によって容器が 40℃ を超えて加熱されるおそれのある場合は、不燃性の隔壁を当該熱源と充填容器等との間に設ける。

気化装置	有・無	KHK 認定番号	メーカー名	型式	容量	製造年月
						年 月
緊急遮断弁	有・無	メーカー名	形式	備考		
				<input type="checkbox"/> 特定地下街等：緊急遮断弁の設置が必要 <input type="checkbox"/> 特定地下街等以外の地下室等 ：供給を停止できるバルブの設置が必要		
調整器	メーカー名	形式	容量	製造年月	種類・機能	<input type="checkbox"/> 単段減圧式調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式一体型調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式分離型調整器
			kg/h	年 月		
メータ	メーカー名	形式	容量	検定期限	種類・機能	<input type="checkbox"/> マイコン SSB <input type="checkbox"/> マイコン II BCLH + 対震遮断器 (マイコンに内蔵の場合あり) <input type="checkbox"/> その他
				年 月		
			個/h	メータ個数 個		

ガス漏れ 警報器連 動遮断装 置	有・無	メーカー名	形式	備考
				ガスメータに供給・消費・特定供給設備告示 第7条で定める機能がない場合、ガス漏れ警 報器連動遮断装置及び対震遮断器が必要
集中監視 システム	<input type="checkbox"/> メータと接続 ( <input type="checkbox"/> 端末発信 <input type="checkbox"/> 双方向) <input type="checkbox"/> 無			

供給管	材料 (例 示28)	高圧部に用いる管(材料の種類： <input type="checkbox"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管(保護テープ・塗装・塗膜を施したもの) <input type="checkbox"/> 銅管(ピ グテールに限る。) <input type="checkbox"/> 高圧ホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品
		高圧部以外に用いる管(材料の種類： 露出部 <input type="checkbox"/> 白管 <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管 <input type="checkbox"/> 黒管 <input type="checkbox"/> ナイロン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチ レン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 塗装黒管 <input type="checkbox"/> 銅管 <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管 <input type="checkbox"/> 継手金具 付低圧ホース <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシ ブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品 埋設部 <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン管(貫通部はさや管その他の防護措置 が必要) <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース(床下設置 不可) <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管(要さや管) <input type="checkbox"/> 左記同等品 壁、床等の内部 <input type="checkbox"/> 白管(空洞部のみ使用可) <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管(空洞部のみ使用可) <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管(溶接接合が必要な場合に限る。) <input type="checkbox"/> 塗装黒管(空洞部で溶接接合が必要な場合に限る。) <input type="checkbox"/> 銅管(要さや管) <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース(空洞部のみ使用可) <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管(要防護措置) <input type="checkbox"/> 左記同等品
	ドレン 抜き	<input type="checkbox"/> 自然気化 ドレン溜りの部分は、供給管の最大直径以上の直径であり、長さ 20cm以上の管 <input type="checkbox"/> 気化装置 ドレン溜りの容量は50以上(一般消費者等の戸数が40戸以下の場 合は30以上)

表 示	施工後のプレート 表示が必要な特定 液化石油ガス設備 工事	<input type="checkbox"/> 有
		<input type="checkbox"/> 2以上の消費設備に供給するための供給設備の設置又は変更工事 <input type="checkbox"/> 屋内配管4m以上となる消費設備の設置又は変更に係る工事 <input type="checkbox"/> 無

気 密 試 験	試験実施 年月日	年 月 日	気密試験立会者 所属・氏名等	所属 氏名
	区分	規定		試験圧力・試験時間
	高圧部	自圧(メーカー成績書有りの場合) 又は 耐圧試験 2.6MPa以上(メーカー成績書無しの場合)		<input type="checkbox"/> 自圧・検知液にて漏れ確認 <input type="checkbox"/> MPa 分 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
	中圧部	0.15MPa以上 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 100以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 100を超え50 0以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 500超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 100以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 100を超え50 0以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 500超・24分以上 (チャート紙添付)		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
低圧部	8.4KPa以上10KPa以下 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 100以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 100を超え50 0以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 500超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 100以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 100を超え50 0以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 500超・24分以上 (チャート紙添付)		<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	

消費設備	工事实施者	<input type="checkbox"/> 供給設備工事实施者に同じ <input type="checkbox"/> 他事業者 名称：
規則第86 条に規定 する施設 又は建築 物の種類	1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設 2 キャバレー、ナイトクラブ、遊 技場その他これらに類する施設 3 貸席及び料理飲食店 4 百貨店及びマーケット 5 旅館、ホ テル、寄宿舎及び共同住宅 6 病院、診療所及び助産所 7 小学校、中学校、高等学校、高等専 門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校 8 図書館、博物館及び美術 館 9 公衆浴場 10 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物 に限る。) 11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設 12 床面積千平方メートル以上であ る事務所	
燃焼器具 ※	<input type="checkbox"/> 風呂釜( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> GHP <input type="checkbox"/> 給湯器( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> 瞬間湯沸器( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> コンロ( <input type="checkbox"/> 固定式 <input type="checkbox"/> 移動式 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気フード) <input type="checkbox"/> その他( )	
警 報 器		遮断弁・

の設置 ※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	設置個数	個	メータ等 との連動措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特監法第 6条に規 定する特 定工事の 表示 ※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	特定ガス消費機器の種類		表示すべき項目	
		<input type="checkbox"/> ガスバーナー付ふろがま <input type="checkbox"/> ガスバーナーを使用することができる ふろがま <input type="checkbox"/> ガス瞬間湯沸器(12kw を超えるもの) <input type="checkbox"/> ガス湯沸器(7 kw を超えるもの) <input type="checkbox"/> 上記の排気筒、排気扇		<input type="checkbox"/> 特定工事業者の氏名、名称、 連絡先 <input type="checkbox"/> 監督者の氏名、資格証番号 <input type="checkbox"/> 施工内容 <input type="checkbox"/> 施工年月日	

※届出者が工事を行っていない場合はわかる範囲で記入すること。

供給能力計算書：貯蔵設備、調整器、メータ、及び気化装置の容量の算定根拠を記載すること


【参考】 SI 単位への換算 圧力 1 kg/cm<sup>2</sup> = 0.1MPa 水柱 100mm = 1 KPa 消費量 1 kg/h = 14kw

## 液化石油ガス設備工事届明細書（容器による貯蔵で合算が1t以上3t未満）

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3）

設備工事業者	特定液化石油ガス設備工事	年 月 日		
	事業届出受理年月日・番号	第 号		
	氏名	免状番号	最終受講年月日	
		第 県交付号	年 月 日	
		第 県交付号	年 月 日	
		第 県交付号	年 月 日	

当該設備工事を行った建築物の名称等	(名称)
	(所在地)
当該設備工事を行った建築物の所有者等	(名称)
	(住所又は所在地)
液化石油ガスを供給する販売事業者の名称等	(名称)
	(所在地)
設備工事の完了年月日	年 月 日

貯蔵設備設置等（該当個所に✓印又は必要な項目を記入すること）	貯蔵設備	貯蔵能力： kg ( kg 容器 × 本)	
	保安距離	<input type="checkbox"/> 保安距離必要 第1種保安物件：(名称： ) (実寸： m) 法定距離 16.97m 以上 第2種保安物件：(名称： ) (実寸： m) 法定距離 11.31m 以上 <input type="checkbox"/> 保安距離不要（ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート製障壁等を設置）	
	鉄筋コンクリート製障壁等※保安距離不足の場合必要	壁体	種類 厚さ cm 高さ m 配筋 mm 丸棒、縦 cm 横 cm
		出入口	<input type="checkbox"/> 鋼板製内側引戸、 <input type="checkbox"/> 鋼板製外開戸、 <input type="checkbox"/> 開放 厚さ mm 高さ m 補強：縦 cm 横 cm、 × cm 等辺山形綱
	火気制限		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート製障壁（厚さ 12cm 以上高さ 1.8m 以上） <input type="checkbox"/> コンクリートブロック製障壁（厚さ 15cm 以上高さ 1.8m 以上） <input type="checkbox"/> 鋼板製障壁（厚さ 3.2mm 以上の鋼板に縦横 40cm 以下の間隔で補強又は厚さ 6mm 以上の鋼板に縦横 1.8m 以下の間隔で補強した高さ 1.8m 以上の鋼板、扉の重ね代は 50mm 以上）
			火気を取り扱う施設の名称： 火気を取り扱う施設までの距離：水平 m <input type="checkbox"/> 容器の外側から火気を取り扱う施設に対して 5m 以上の距離を有している。 <input type="checkbox"/> 容器と火気を取り扱う施設との間に高さ 2m 以上の耐火性の壁類を設置して迂回水平距離で 5m を確保
	滞留防止措置（いずれかを選択）	開放	
		換気口	面積（内面積） cm <sup>2</sup> 箇所 方向 m <sup>2</sup> (間口 m × 奥行 m) <input type="checkbox"/> 換気口は床面に接し、外気に面して設置 <input type="checkbox"/> 床面積 1 m <sup>2</sup> につき、300 cm <sup>2</sup> の割合で計算した面積以上 <input type="checkbox"/> 1 箇所の換気口面積は 2400 cm <sup>2</sup> 以下 <input type="checkbox"/> 四方を障壁で囲む場合は換気口を 2 方向以上に分散
		強制換気装置	<input type="checkbox"/> 通風能力は床面積 1 m <sup>2</sup> につき 0.5 m <sup>3</sup> /min 以上 <input type="checkbox"/> 吸入口は床面近くに設置 <input type="checkbox"/> 排気ガス放出口は地盤面から 5m 以上高い位置
	さく、へいの設置		<input type="checkbox"/> さく・へい（販売所内に設置されているものを除く。）
警戒標	表示内容	<input type="checkbox"/> LP ガス貯蔵設備、燃（赤色文字とする。）火気厳禁 <input type="checkbox"/> 販売所から 50m 以上離れている場合：販売所の名称及び所在地、管理者の氏名、管理者の電話番号	
	表示場所	<input type="checkbox"/> 貯蔵設備の出入口 又は <input type="checkbox"/> 貯蔵設備の近接した見やすい場所	

消火設備	能力 個数					
		<input type="checkbox"/> 性能：粉末消火器等（可搬性であって A-4 及び B-10） <input type="checkbox"/> 必要個数：貯蔵能力 1000kg につき 1 個以上				
		<input type="checkbox"/> 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根 小屋組の材質： 屋根の材質及び厚さ： <input type="checkbox"/> 遮へい板				
充填容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置・腐食防止措置		<input type="checkbox"/> 排水のよい水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に設置 <input type="checkbox"/> 屋根又はひさしの垂直投影面の内側に設置 <input type="checkbox"/> 積雪により埋没するおそれのない位置又は保護された位置 <input type="checkbox"/> 充填量 10kg 以上の容器は鉄鎖、ロープ等により構築物に固定				
気化装置	有・無	KHK 認定番号	メーカー名	型式	容量	製造年月 年 月
緊急遮断弁	有・無	メーカー名	形式	備考		
					<input type="checkbox"/> 特定地下街等：緊急遮断弁の設置が必要 <input type="checkbox"/> 特定地下街等以外の地下室等 ：供給を停止できるバルブの設置が必要	
調整器	メーカー名	形式	容量 kg/h	製造年月 年 月	種類・機能	<input type="checkbox"/> 単段減圧式調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式一体型調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式分離型調整器
メータ	メーカー名	形式	容量	検定期限	種類・機能	<input type="checkbox"/> マイコン SSB <input type="checkbox"/> マイコン II BCLH + 対震遮断器（マイコンに内蔵の場合あり） <input type="checkbox"/> その他
				年 月		
			Ⓣ/h	メータ個数 個		
ガス漏れ警報器連動遮断装置	有・無	メーカー名	形式	備考		
ガスメータに供給・消費・特定供給設備告示第 7 条で定める機能がない場合、ガス漏れ警報器連動遮断装置及び対震遮断器が必要						
集中監視システム	<input type="checkbox"/> メータと接続（ <input type="checkbox"/> 端末発信 <input type="checkbox"/> 双方向） <input type="checkbox"/> 無					

供給管	材料（例示 28）	高圧部に用いる管（材料の種類：） <input type="checkbox"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管（保護テープ・塗装・塗膜を施したもの） <input type="checkbox"/> 銅管（ピグテールに限る。） <input type="checkbox"/> 高圧ホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品
		高圧部以外に用いる管（材料の種類：） 露出部 <input type="checkbox"/> 白管 <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管 <input type="checkbox"/> 黒管 <input type="checkbox"/> ナイロン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 塗装黒管 <input type="checkbox"/> 銅管 <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管 <input type="checkbox"/> 継手金具付低圧ホース <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品
		埋設部 <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン管（貫通部はさや管その他の防護措置が必要） <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース（床下設置不可） <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管（要さや管） <input type="checkbox"/> 左記同等品
	壁、床等の内部 <input type="checkbox"/> 白管（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管（溶接接合が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 塗装黒管（空洞部で溶接接合が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 銅管（要さや管） <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管（要防護措置） <input type="checkbox"/> 左記同等品	
ドレン抜き		<input type="checkbox"/> 自然気化 ドレン溜りの部分は、供給管の最大直径以上の直径であり、長さ 20cm 以上の管 <input type="checkbox"/> 気化装置 ドレン溜りの容量は 5ℓ 以上（一般消費者等の戸数が 40 戸以下の場合 3ℓ 以上）
表示	施工後のプレート表示が必要な特定液化石油ガス設備工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 2 以上の消費設備に供給するための供給設備の設置又は変更工事 <input type="checkbox"/> 屋内配管 4 m 以上となる消費設備の設置又は変更に係る工事 <input type="checkbox"/> 無

気 密 試 験	試験実施年月日	年 月 日	気密試験立会者 所 属・氏名 等	所属 氏名
	区分	規定		試験圧力・試験時間
	高压部	自圧(メーカー成績書有りの場合) 又は 耐圧試験 2.6MPa以上(メーカー成績書無しの場合)		<input type="checkbox"/> 自圧・検知液にて漏れ確認 <input type="checkbox"/> MPa 分 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
	中圧部	0.15MPa以上 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え50 ℓ以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え50 ℓ以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24分以上		MPa 分 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 (チャート紙添付)
低压部	8.4KPa以上10KPa以下 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え50 ℓ以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え50 ℓ以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24分以上		KPa 分 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 (チャート紙添付)	

消費設備	工事実施者	<input type="checkbox"/> 供給設備工事実施者に同じ <input type="checkbox"/> 他事業者 名称：		
規則第86条に規定する施設又は建築物の種類	1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設 2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設 3 貸席及び料理飲食店 4 百貨店及びマーケット 5 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅 6 病院、診療所及び助産所 7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校 8 図書館、博物館及び美術館 9 公衆浴場 10 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。) 11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設 12 床面積千平方メートル以上である事務所			
燃焼器具※	<input type="checkbox"/> 風呂釜( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> GHP <input type="checkbox"/> 給湯器( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> 瞬間湯沸器( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> コンロ( <input type="checkbox"/> 固定式 <input type="checkbox"/> 移動式 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気フード) <input type="checkbox"/> その他( )			
警報器の設置※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	設置個数 個	遮断弁・メータ等との連動措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特監法第6条に規定する特定工事の表示※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	特定ガス消費機器の種類 <input type="checkbox"/> ガスバーナー付ふろがま <input type="checkbox"/> ガスバーナーを使用することができるふろがま <input type="checkbox"/> ガス瞬間湯沸器(12kwを超えるもの) <input type="checkbox"/> ガス湯沸器(7kwを超えるもの) <input type="checkbox"/> 上記の排気筒、排気扇		表示すべき項目 <input type="checkbox"/> 特定工事業者の氏名、名称、連絡先 <input type="checkbox"/> 監督者の氏名、資格証番号 <input type="checkbox"/> 施工内容 <input type="checkbox"/> 施工年月日

※ 届出者が工事を行っていない場合はわかる範囲で記入すること。

供給能力計算書：貯蔵設備、調整器、メータ、及び気化装置の容量の算定根拠を記載すること

【参考】SI単位への換算 圧力 1 kg/cm<sup>2</sup> = 0.1MPa 水柱 100mm = 1 KPa 消費量 1 kg/h = 14kw



## 液化石油ガス設備工事届明細書 (貯槽による貯蔵で合算が 1 t 未満)

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3)

設備 工事 業者	特定液化石油ガス設備工事	年 月 日		
	事業届出受理年月日・番号	第 号		
	氏名	免状番号	最終受講年月日	
	従事した液化石油ガス設備士の氏名・免状番号等	第 県交付号	年 月 日	
		第 県交付号	年 月 日	
第 県交付号		年 月 日		

当該設備工事を行った建築物の名称等	(名称) (所在地)
当該設備工事を行った建築物の所有者等	(名称) (住所又は所在地)
液化石油ガスを供給する販売事業者の名称等	(名称) (所在地)
設備工事の完了年月日	年 月 日
充填事業者の名称	(名称)

貯槽設備等 (該当個所に印又は必要な項目を記入すること)	貯蔵設備 (貯槽本体)	貯蔵能力: kg 名称・型式: 内容積: m <sup>3</sup> 貯蔵能力: kg 基数 基 設計圧力: MPa 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の写しを添付	
	保安距離	<input type="checkbox"/> 保安距離必要 第 1 種保安物件: (名称: ) (実寸 m) 法定距離 16.97m 以上 第 2 種保安物件: (名称: ) (実寸 m) 法定距離 11.31m 以上 <input type="checkbox"/> 保安距離不要 ( <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート障壁等 又は <input type="checkbox"/> 埋設設置)	
	地盤面上に設置	鉄筋コンクリート障壁等 ※保安距離が不足する場合	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート製障壁 (厚さ 12cm 以上高さ 1.8m 以上) <input type="checkbox"/> コンクリートブロック製障壁 (厚さ 15cm 以上高さ 1.8m 以上) <input type="checkbox"/> 鋼板製障壁 (厚さ 3.2mm 以上の鋼板に縦横 40cm 以下の間隔で補強又は厚さ 6 mm 以上の鋼板に縦横 40cm 以下の間隔で補強した高さ 1.8m 以上の鋼板)
		貯槽の支柱又はサドル等の基礎への固定	<input type="checkbox"/> アンカーボルト <input type="checkbox"/> その他 ( )
		さく、へいの設置	<input type="checkbox"/> さく・へい (販売所内に設置されているものを除く。)
		貯槽及びその支柱の断熱構造等	<input type="checkbox"/> 不燃性の断熱材による被覆すること等による断熱性の構造 <input type="checkbox"/> 冷却装置 ( <input type="checkbox"/> 噴霧装置 (表面積 1 m <sup>2</sup> 当たり 5 L/min 以上、30 分以上放射、5 m 以上離れた場所から操作)、 <input type="checkbox"/> 消火栓 (350L/min 以上、表面積 40 m <sup>2</sup> につき 1 個以上、30 分以上放射))
	地盤面下に埋設	貯槽室の構造	<input type="checkbox"/> 貯槽室が必要: 厚さ 30cm 以上で防水措置を施した貯槽室でかつ <input type="checkbox"/> 乾燥砂 又は <input type="checkbox"/> 水没 又は <input type="checkbox"/> 強制換気 <input type="checkbox"/> 貯槽室が不要: 貯槽を地盤面に固定し、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合
		貯槽頂部の位置	<input type="checkbox"/> 30cm 以上地盤面より下 ( cm)
		貯槽を隣接する場合の措置	<input type="checkbox"/> 隣接あり ( <input type="checkbox"/> 貯槽相互に 1 m 以上の間隔を確保) <input type="checkbox"/> 隣接なし
	火気制限	<input type="checkbox"/> 貯槽の外側から火気を取り扱う施設に対して 5 m 以上の距離を有している。 <input type="checkbox"/> 貯槽と火気を取り扱う施設との間に高さ 2 m 以上の耐火性の壁類を設置して迂回水平距離で 5 m を確保	
	表示	<input type="checkbox"/> 表示事項: 朱書きで液化石油ガスの貯槽である旨表示 表示場所: <input type="checkbox"/> 貯槽本体	
	腐食防止措置	<input type="checkbox"/> 下地処理 <input type="checkbox"/> 塗装	
	基礎	<input type="checkbox"/> 不同沈下等により有害なひずみが生じない。	

安全弁	<input type="checkbox"/> 許容圧力を超えた場合にただちに許容圧力以下に戻す安全弁
安全弁の放出管	<input type="checkbox"/> 放出管の開口部の高さは地盤面から5m又は貯槽の頂部から2mの高さのいずれか高い位置以上の高さ
液面計	<input type="checkbox"/> ガラス管液面計の破損防止措置 <input type="checkbox"/> 貯槽とガラス管液面計とを接続する管には止め弁を設置
貯槽元弁	<input type="checkbox"/> 貯槽に取り付けられた受入管及び供給管には2以上のバルブを設け、当該2以上のバルブの1は当該貯槽の直近に設置
ガスの漏えい検知設備	<input type="checkbox"/> 要：貯槽が販売所内に設置されているもの <input type="checkbox"/> 不要：上記以外のもの
静電気除去措置	接続方法： <input type="checkbox"/> ろう付け <input type="checkbox"/> 溶接 <input type="checkbox"/> 接続金具 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 接地抵抗100Ω以下、接続線断面積5.5mm <sup>2</sup> 以上
消火設備	<input type="checkbox"/> 性能：粉末消火器等（可搬性であってA-4及びB-10） <input type="checkbox"/> 必要個数：3個以上の粉末消火器等を貯槽のまわりに設置
バルブの誤操作防止措置	<input type="checkbox"/> 開閉方向の表示 <input type="checkbox"/> 液化石油ガスの流れの方向の表示

気化装置	有・無	KHK認定番号	メーカー名	型式	容量	製造年月
						年 月
緊急遮断弁	有・無	メーカー名	形式	備考		
				<input type="checkbox"/> 特定地下街等：緊急遮断弁の設置が必要 <input type="checkbox"/> 特定地下街等以外の地下室等 ：供給を停止できるバルブの設置が必要		
調整器	有・無	メーカー名	形式	容量	製造年月	種類・機能 <input type="checkbox"/> 単段減圧式調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式一体型調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式分離型調整器
				kg/h	年 月	
メータ	有・無	メーカー名	形式	容量	検定期限	種類・機能 <input type="checkbox"/> マイコンSSB <input type="checkbox"/> マイコンII B C L H +対震遮断器（マイコンに内蔵の場合あり） <input type="checkbox"/> その他
				Ⓣ/h	年 月	
					メータ個数 個	
ガス漏れ警報器連動遮断装置	有・無	メーカー名	形式	備考 ガスメータに供給・消費・特定供給設備告示第7条で定める機能がない場合、ガス漏れ警報器連動遮断装置及び対震遮断器が必要		
集中監視システム		<input type="checkbox"/> プロテクター内検知器と接続（ <input type="checkbox"/> 端末発信 <input type="checkbox"/> 双方向） <input type="checkbox"/> 無				

供給管	材料（例示28）	高圧部に用いる管（材料の種類： <input type="checkbox"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管（保護テープ・塗装・塗膜を施したもの） <input type="checkbox"/> 銅管（ピグテールに限る。） <input type="checkbox"/> 高圧ホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品
		高圧部以外に用いる管（材料の種類： 露出部 <input type="checkbox"/> 白管 <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管 <input type="checkbox"/> 黒管 <input type="checkbox"/> ナイロン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 塗装黒管 <input type="checkbox"/> 銅管 <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管 <input type="checkbox"/> 継手金具付低圧ホース <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品
		埋設部 <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン管（貫通部はさや管その他の防護措置が必要） <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース（床下設置不可） <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管（要さや管） <input type="checkbox"/> 左記同等品
		壁、床等の内部 <input type="checkbox"/> 白管（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管（溶接接合が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 塗装黒管（空洞部で溶接接合が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 銅管（要さや管） <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管（要防護措置） <input type="checkbox"/> 左記同等品
ドレン抜き		<input type="checkbox"/> 自然気化 ドレン溜りの部分は、供給管の最大直径以上の直径であり、長さ20cm以上の管
		<input type="checkbox"/> 気化装置 ドレン溜りの容量は5ℓ以上（一般消費者等の戸数が40戸以下の場合3ℓ以上）
表示	施工後のプレート表示が必要な特定液化石油ガス設備工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 2以上の消費設備に供給するための供給設備の設置又は変更工事 <input type="checkbox"/> 屋内配管4m以上となる消費設備の設置又は変更に係る工事 <input type="checkbox"/> 無

気 密 試 験	試験実施 年月日	年 月 日	気密試験立会者 所属・氏名等	所属 氏名	
	区分	規定			試験圧力・試験時間
	高压部	自圧(メーカー成績書有りの場合) 又は 耐圧試験 2.6MPa以上(メーカー成績書無しの場合)		<input type="checkbox"/> 自圧・検知液にて漏れ確認 <input type="checkbox"/> MPa 分	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
	中圧部	0.15MPa以上 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10l以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 10lを超え50 l以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 50l超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10l以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 10lを超え50 l以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 50l超・24分以上		MPa 分  (チャート紙添付)	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
低压部	8.4KPa以上10KPa以下 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10l以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 10lを超え50 l以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 50l超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10l以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 10lを超え50 l以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 50l超・24分以上		KPa 分  (チャート紙添付)	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	

消費設備	工事実施者	<input type="checkbox"/> 供給設備工事実施者(貯槽、供給管)に同じ <input type="checkbox"/> 他事業者 名称:		
規則第86 条に規定 する施設 又は建築 物の種類	1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設 2 キャバレー、ナイトクラブ、遊 技場その他これらに類する施設 3 貸席及び料理飲食店 4 百貨店及びマーケット 5 旅館、ホ テル、寄宿舎及び共同住宅 6 病院、診療所及び助産所 7 小学校、中学校、高等学校、高等専 門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校 8 図書館、博物館及び美術 館 9 公衆浴場 10 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物 に限る。) 11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設 12 床面積千平方メートル以上であ る事務所			
燃焼器具 ※	<input type="checkbox"/> 風呂釜(内 外 立消え安全装置付 排気筒) <input type="checkbox"/> GHP <input type="checkbox"/> 給湯器(内 外 立消え安全装置付 排気筒) <input type="checkbox"/> 瞬間湯沸器(内 外 立消え安全装置付 排気筒) <input type="checkbox"/> コンロ(固定式 移動式 立消え安全装置付 排気フード) <input type="checkbox"/> その他( )			
警報器 の設置 ※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	設置個数	個	遮断弁・ メータ等 との連動措置
特監法第 6条に規 定する特 定工事の 表示 ※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	特定ガス消費機器の種類		表示すべき項目
		<input type="checkbox"/> ガスバーナー付ふろがま <input type="checkbox"/> ガスバーナーを使用することができる ふろがま <input type="checkbox"/> ガス瞬間湯沸器(12kwを超えるもの) <input type="checkbox"/> ガス湯沸器(7kwを超えるもの) <input type="checkbox"/> 上記の排気筒、排気扇		<input type="checkbox"/> 特定工事業者の氏名、名称、 連絡先 <input type="checkbox"/> 監督者の氏名、資格証番号 <input type="checkbox"/> 施工内容 <input type="checkbox"/> 施工年月日

※届出者が工事を行っていない場合はわかる範囲で記入すること。

供給能力計算書：貯蔵設備、調整器、メータ、及び気化装置の容量の算定根拠を記載すること

【参考】SI単位への換算 圧力 1 kg/cm<sup>2</sup> = 0.1MPa 水柱 100mm = 1 KPa 消費量 1 kg/h = 14kw

## 液化石油ガス設備工事届明細書（バルク容器による貯蔵で合算が1t未満）

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3）

設備工事業者	特定液化石油ガス設備工事	年 月 日	
	事業届出受理年月日・番号	第 号	
	氏名	免状番号	最終受講年月日
		第 県交付号	年 月 日
		第 県交付号	年 月 日
		第 県交付号	年 月 日

当該設備工事を行った建築物の名称等	(名称)	(所在地)
当該設備工事を行った建築物の所有者等	(名称)	(住所又は所在地)
液化石油ガスを供給する販売事業者の名称等	(名称)	(所在地)
設備工事の完了年月日	年 月 日	
充填事業者の名称	(名称)	

貯蔵設備設置等（該当個所に✓印又は必要な項目を記入すること）	貯蔵設備	貯蔵能力： kg ( kg バルク容器 × 本 )
	充填設備の充填口からの保安距離	<input type="checkbox"/> 保安距離必要 第1種保安物件：(名称： ) (実寸： m) 法定距離 1.5m 以上 第2種保安物件：(名称： ) (実寸： m) 法定距離 1m 以上 <hr/> <input type="checkbox"/> 保安距離不要（ <input type="checkbox"/> 構造壁等）
	構造壁等 ※保安距離不足の場合必要	<input type="checkbox"/> JIS-A1304に定める30分加熱試験に合格するものと同等以上の性能を有する建築物の外壁であり、かつ最大2方向までの設置で地盤面に接しており、開口部がない。 幅 m (バルク容器の幅 m + 1m 以上) 高さ m (バルク容器の高さ m + 1m 以上)
	バルク容器付属機器	<input type="checkbox"/> 液流出防止装置付き液取入バルブ <input type="checkbox"/> ガス放出防止装置等の付いたガス取出バルブ <input type="checkbox"/> ガス放出防止装置等の付いた液取出バルブ (液取出バルブを設置する場合) <input type="checkbox"/> ガス放出防止装置等の付いた均圧バルブ (均圧バルブを設置する場合) <input type="checkbox"/> 液面計 <input type="checkbox"/> 過充填防止装置 <input type="checkbox"/> 付属機器保護用プロテクター バルク供給告示に定める基準に適合：別添メーカー仕様書のとおり
	表示	<input type="checkbox"/> 表示事項：朱書きで液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 表示場所： <input type="checkbox"/> バルク容器 又は <input type="checkbox"/> バルク容器の周囲
	転落転倒等の防止措置	<input type="checkbox"/> スカート又はサドル等を基礎に設置
	基礎	<input type="checkbox"/> 基礎は平坦なコンクリート盤等で地盤面から5cm以上の高さ
	車両が接触しない措置	<input type="checkbox"/> さく・フェンス <input type="checkbox"/> ガードパイプ <input type="checkbox"/> 周囲の状況から車の進入が不可 <input type="checkbox"/> その他( )
	安全弁の放出管等	<input type="checkbox"/> 開口部の位置はプロテクターの外とする。 <input type="checkbox"/> 開口部には雨水の浸入を防ぐ措置を講ずる。 <input type="checkbox"/> 開口部の方向は、上向きとする。
	火気制限	火気名称： 火気までの距離：実寸 m <input type="checkbox"/> バルク容器の外表面から火気まで2mを超える距離がある。 <input type="checkbox"/> バルク容器の外表面から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じている。( <input type="checkbox"/> 屋内の火気 <input type="checkbox"/> 不燃性の隔壁を設置)
屋外設置	<input type="checkbox"/> バルク容器の屋外設置	

	バルク容器を常に温度 40℃ 以下に保つ措置	<input type="checkbox"/> 日光の照射によって容器が 40℃ を超えて加熱されるおそれがある場合は、常に温度 40℃ 以下に保つ措置を講じる。 <input type="checkbox"/> 日光以外の熱源によって容器が 40℃ を超えて加熱されるおそれのある場合は、不燃性の隔壁を当該熱源と充填容器等との間に設ける。				
	ガス漏れ検知器	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 集中監視システムとの接続しプロテクター内に設置 <input type="checkbox"/> 地盤面上に設置し、その外面から周囲 4 m 以内に、高さ 1.5m 以上の構築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないこと <input type="checkbox"/> 漏えいの有無を 3 月に 1 回以上確認			
	高圧配管内の液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置	<input type="checkbox"/> 単段減圧式調整器：当該調整器をプロテクター内に設置 <input type="checkbox"/> 二段減圧式一体型調整器：当該調整器をバルク貯槽の直近に設置 <input type="checkbox"/> 二段減圧式分離型調整器：一次側調整器をプロテクター内に設置 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
気化装置	有・無	KHK 認定番号	メーカー名	型式	容量	製造年月 年 月
緊急遮断弁	有・無	メーカー名	形式	備考 <input type="checkbox"/> 特定地下街等：緊急遮断弁の設置が必要 <input type="checkbox"/> 特定地下街等以外の地下室等：供給を停止できるバルブの設置が必要		
調整器	メーカー名	形式	容量 kg/h	製造年月 年 月	種類・機能	<input type="checkbox"/> 単段減圧式調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式一体型調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式分離型調整器
メータ	メーカー名	形式	容量 Ⓜ/h	検定期限 年 月 メータ個数 個	種類・機能	<input type="checkbox"/> マイコン SSB <input type="checkbox"/> マイコン II B C L H + 対震遮断器（マイコンに内蔵の場合あり） <input type="checkbox"/> その他
ガス漏れ警報器連動遮断装置	有・無	メーカー名	形式	備考 ガスメータに供給・消費・特定供給設備告示第 7 条で定める機能がない場合、ガス漏れ警報器連動遮断装置及び対震遮断器が必要		
集中監視システム	<input type="checkbox"/> プロテクター内検知器と接続 <input type="checkbox"/> メータと接続（ <input type="checkbox"/> 端末発信 <input type="checkbox"/> 双方向） <input type="checkbox"/> 無					
供給管	材料（例示 28）	高圧部に用いる管（材料の種類：） <input type="checkbox"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管（保護テープ・塗装・塗膜を施したもの） <input type="checkbox"/> 銅管（ピグテールに限る。） <input type="checkbox"/> 高圧ホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品				
		高圧部以外に用いる管（材料の種類：） 露出部 <input type="checkbox"/> 白管 <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管 <input type="checkbox"/> 黒管 <input type="checkbox"/> ナイロン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 塗装黒管 <input type="checkbox"/> 銅管 <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管 <input type="checkbox"/> 継手金具付低圧ホース <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品				
		埋設部 <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン管（貫通部はさや管その他の防護措置が必要） <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース（床下設置不可） <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管（要さや管） <input type="checkbox"/> 左記同等品				
	ドレン抜き	壁、床等の内部 <input type="checkbox"/> 白管（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管（溶接接合が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 塗装黒管（空洞部で溶接接合が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 銅管（要さや管） <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管（要防護措置） <input type="checkbox"/> 左記同等品				
<input type="checkbox"/> 自然気化 ドレン溜りの部分は、供給管の最大直径以上の直径であり、長さ 20cm 以上の管 <input type="checkbox"/> 気化装置 ドレン溜りの容量は 5 l 以上（一般消費者等の戸数が 40 戸以下の場合 3 l 以上）						
表示	施工後のプレート表示が必要な特定液化石油ガス設備工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 2 以上の消費設備に供給するための供給設備の設置又は変更工事 <input type="checkbox"/> 屋内配管 4 m 以上となる消費設備の設置又は変更に係る工事 <input type="checkbox"/> 無				

気 密 試 験	試験実施 年月日	年 月 日	気密試験立会者 所属・氏名等	所属 氏名
	区分	規定		試験圧力・試験時間
	高压部	自圧(メーカー成績書有りの場合) 又は 耐圧試験 2.6MPa以上(メーカー成績書無しの場合)	<input type="checkbox"/> 自圧・検知液にて漏れ確認 <input type="checkbox"/> MPa 分	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
	中圧部	0.15MPa以上 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え50 ℓ以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え50 ℓ以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24分以上	MPa 分  (チャート紙添付)	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
低压部	8.4KPa以上10KPa以下 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え50 ℓ以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え50 ℓ以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24分以上	KPa 分  (チャート紙添付)	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	

消費設備	工事实施者	<input type="checkbox"/> 供給設備工事实施者に同じ <input type="checkbox"/> 他事業者 名称：		
規則第86 条に規定 する施設 又は建築 物の種類	1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設 2 キャバレー、ナイトクラブ、遊 技場その他これらに類する施設 3 貸席及び料理飲食店 4 百貨店及びマーケット 5 旅館、ホ テル、寄宿舎及び共同住宅 6 病院、診療所及び助産所 7 小学校、中学校、高等学校、高等専 門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校 8 図書館、博物館及び美術 館 9 公衆浴場 10 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物 に限る。) 11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設 12 床面積千平方メートル以上であ る事務所			
燃焼器具 ※	<input type="checkbox"/> 風呂釜( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> GHP <input type="checkbox"/> 給湯器( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> 瞬間湯沸器( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> コンロ( <input type="checkbox"/> 固定式 <input type="checkbox"/> 移動式 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気フード) <input type="checkbox"/> その他( )			
警報器 の設置 ※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	設置個数	個	遮断弁・ メータ等 との連動措置
特監法第 6条に規 定する特 定工事の 表示 ※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	特定ガス消費機器の種類 <input type="checkbox"/> ガスバーナー付ふろがま <input type="checkbox"/> ガスバーナーを使用することができる ふろがま <input type="checkbox"/> ガス瞬間湯沸器(12kwを超えるもの) <input type="checkbox"/> ガス湯沸器(7kwを超えるもの) <input type="checkbox"/> 上記の排気筒、排気扇		表示すべき項目 <input type="checkbox"/> 特定工事業者の氏名、名称、 連絡先 <input type="checkbox"/> 監督者の氏名、資格証番号 <input type="checkbox"/> 施工内容 <input type="checkbox"/> 施工年月日

※ 届出者が工事を行っていない場合はわかる範囲で記入すること。

供給能力計算書：貯蔵設備、調整器、メータ、及び気化装置の容量の算定根拠を記載すること

【参考】SI単位への換算 圧力 1 kg/cm<sup>2</sup> = 0.1MPa 水柱 100mm = 1 KPa 消費量 1 kg/h = 14kw

# 液化石油ガス設備工事届明細書 （バルク容器による貯蔵で合算が1 t以上3 t未満）

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3）

設備工事業者	特定液化石油ガス設備工事	年 月 日		
	事業届出受理年月日・番号	第 号		
	氏名	免状番号	最終受講年月日	
	氏名・免状番号等	第 県交付号	年 月 日	
		第 県交付号	年 月 日	
		第 県交付号	年 月 日	

当該設備工事を行った建築物の名称等	(名称)
	(所在地)
当該設備工事を行った建築物の所有者等	(名称)
	(住所又は所在地)
液化石油ガスを供給する販売事業者の名称等	(名称)
	(所在地)
設備工事の完了年月日	年 月 日
充填事業者の名称	(名称)

貯蔵設備設置等 （該当個所に印又は必要な項目を記入すること）	貯蔵設備	貯蔵能力： kg （ kg バルク容器 × 本）	
	保安距離	<input type="checkbox"/> 保安距離必要 第1種保安物件：（名称： ） （実寸： m）法定距離 16.97m 以上 第2種保安物件：（名称： ） （実寸： m）法定距離 11.31m 以上 ----- <input type="checkbox"/> 保安距離不要（ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート製障壁等を設置）	
	鉄筋コンクリート製障壁等 ※保安距離不足の場合必要	壁体	種類 厚さ cm 高さ m 配筋 mm 丸棒、縦 cm 横 cm
		出入口	<input type="checkbox"/> 鋼板製内側引戸、 <input type="checkbox"/> 鋼板製外開戸、 <input type="checkbox"/> 開放 厚さ mm 高さ m 補強：縦 cm 横 cm、 × cm 等辺山形綱
	火気制限		<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート製障壁（厚さ 12cm 以上高さ 1.8m 以上） <input type="checkbox"/> コンクリートブロック製障壁（厚さ 15cm 以上高さ 1.8m 以上） <input type="checkbox"/> 鋼板製障壁（厚さ 3.2mm 以上の鋼板に縦横 40cm 以下の間隔で補強又は厚さ 6 mm 以上の鋼板に縦横 1.8m 以下の間隔で補強した高さ 1.8m 以上の鋼板、扉の重ね代は 50mm 以上）
			火気を取り扱う施設の名称： 火気を取り扱う施設までの距離：水平 m <input type="checkbox"/> 容器の外側から火気を取り扱う施設に対して 5 m 以上の距離を有している。 <input type="checkbox"/> 容器と火気を取り扱う施設との間に高さ 2 m 以上の耐火性の壁類を設置して迂回水平距離で 5 m を確保
	屋根又は遮へい板	<input type="checkbox"/> 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根 小屋組の材質： 屋根の材質及び厚さ： <input type="checkbox"/> 遮へい板	
	消火設備	能力	
		個数	<input type="checkbox"/> 性能：粉末消火器等（可搬性であって A-4 及び B-10） <input type="checkbox"/> 必要個数：貯蔵能力 1000kg につき 1 個以上
	バルク容器付属機器	<input type="checkbox"/> 液流出防止装置付き液取入バルブ <input type="checkbox"/> ガス放出防止装置等の付いたガス取出バルブ <input type="checkbox"/> ガス放出防止装置等の付いた液取出バルブ（液取出バルブを設置する場合） <input type="checkbox"/> ガス放出防止装置等の付いた均圧バルブ（均圧バルブを設置する場合） <input type="checkbox"/> 液面計 <input type="checkbox"/> 過充填防止装置 <input type="checkbox"/> 付属機器保護用プロテクター ----- バルク供給告示に定める基準に適合：別添メーカー仕様書のとおり	

ガス漏れ検知器		<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	集中監視システムとの接続しプロテクター内に設置 <input type="checkbox"/> 地盤面上に設置し、その外面から幅3m以内かつ対面する二方向において10m以内に高さ1.5m以上の建築物その他ささぎるものがないこと <input type="checkbox"/> 漏えいの有無を3月に1回以上確認				
高圧配管内の液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置		<input type="checkbox"/> 単段減圧式調整器：当該調整器をプロテクター内に設置 <input type="checkbox"/> 二段減圧式一体型調整器：当該調整器をバルク貯槽の直近に設置 <input type="checkbox"/> 二段減圧式分離型調整器：一次側調整器をプロテクター内に設置 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
表示		<input type="checkbox"/> 表示事項：朱書きで液化石油ガス又はLPガス及び火気厳禁 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 表示場所： <input type="checkbox"/> バルク容器 又は <input type="checkbox"/> バルク容器の周囲					
転落転倒等の防止措置		<input type="checkbox"/> スカート又はサドル等を基礎に設置					
基礎		基礎は平坦なコンクリート盤等で地盤面から5cm以上の高さ					
車両が接触しない措置		<input type="checkbox"/> さく・フェンス <input type="checkbox"/> ガードパイプ <input type="checkbox"/> 周囲の状況から車の進入が不可 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
安全弁の放出管等		<input type="checkbox"/> 開口部の位置はプロテクターの外とする。 かつ <input type="checkbox"/> 開口部には雨水の浸入を防ぐ措置を講ずる。 かつ <input type="checkbox"/> 開口部の方向は、上向きとする。					
気化装置	有・無	KHK認定番号	メーカー名	型式	容量	製造年月 年 月	
緊急遮断弁	有・無	メーカー名	形式	備考 <input type="checkbox"/> 特定地下街等：緊急遮断弁の設置が必要 <input type="checkbox"/> 特定地下街等以外の地下室等：供給を停止できるバルブの設置が必要			
調整器	メーカー名	形式	容量	製造年月	種類・機能	<input type="checkbox"/> 単段減圧式調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式一体型調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式分離型調整器	
			kg/h	年 月			
メータ	メーカー名	形式	容量	検定期限	種類・機能	<input type="checkbox"/> マイコンSSB <input type="checkbox"/> マイコンII BCLH +対震遮断器（マイコンに内蔵の場合あり） <input type="checkbox"/> その他	
				年 月			
			㊦/h	メータ個数			個
ガス漏れ警報器連動遮断装置	有・無	メーカー名	形式	備考 ガスメータに供給・消費・特定供給設備告示第7条で定める機能がない場合、ガス漏れ警報器連動遮断装置及び対震遮断器が必要			
集中監視システム	<input type="checkbox"/> プロテクター内検知器と接続 <input type="checkbox"/> メータと接続（ <input type="checkbox"/> 端末発信 <input type="checkbox"/> 双方向） <input type="checkbox"/> 無						
供給管	材料（例示28）	高圧部に用いる管（材料の種類： <input type="checkbox"/> 圧力配管用炭素鋼鋼管（保護テープ・塗装・塗膜を施したもの） <input type="checkbox"/> 銅管（ピグテールに限る。） <input type="checkbox"/> 高圧ホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品）					
		高圧部以外に用いる管（材料の種類： 露出部 <input type="checkbox"/> 白管 <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管 <input type="checkbox"/> 黒管 <input type="checkbox"/> ナイロン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 塗装黒管 <input type="checkbox"/> 銅管 <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管 <input type="checkbox"/> 継手金具付低圧ホース <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品					
		埋設部 <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン管（貫通部はさや管その他の防護措置が必要） <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース（床下設置不可） <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管（要さや管） <input type="checkbox"/> 左記同等品					
	壁、床等の内部 <input type="checkbox"/> 白管（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管（溶接接合が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 塗装黒管（空洞部で溶接接合が必要な場合に限る。） <input type="checkbox"/> 銅管（要さや管） <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース（空洞部のみ使用可） <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管（要防護措置） <input type="checkbox"/> 左記同等品						
	ドレン抜き	<input type="checkbox"/> 自然気化 ドレン溜りの部分は、供給管の最大直径以上の直径であり、長さ20cm以上の管 <input type="checkbox"/> 気化装置 ドレン溜りの容量は5㍑以上（一般消費者等の戸数が40戸以下の場合は3㍑以上）					
表示	施工後のプレート表示が必要な特定液化石油ガス設備工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 2以上の消費設備に供給するための供給設備の設置又は変更工事 <input type="checkbox"/> 屋内配管4m以上となる消費設備の設置又は変更に係る工事 <input type="checkbox"/> 無					



気 密 試 験	試験実施年月日	年 月 日	気密試験立会者 所 属・氏名 等	所属 氏名
	区分	規定		試験圧力・試験時間
	高压部	自圧(メーカー成績書有りの場合) 又は 耐圧試験 2.6MPa 以上(メーカー成績書無しの場合)		<input type="checkbox"/> 自圧・検知液にて漏れ確認 <input type="checkbox"/> MPa 分 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
	中圧部	0.15MPa 以上 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え 50 ℓ以下・10 分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24 分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・2 分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え 50 ℓ以下・5 分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24 分以上 (チャート紙添付)		MPa 分 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
低压部	8.4KPa 以上 10KPa 以下 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・5 分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え 50 ℓ以下・10 分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24 分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10ℓ以下・2 分以上 <input type="checkbox"/> 10ℓを超え 50 ℓ以下・5 分以上 <input type="checkbox"/> 50ℓ超・24 分以上 (チャート紙添付)		KPa 分 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否	

消費設備	工事実施者	<input type="checkbox"/> 供給設備工事実施者に同じ <input type="checkbox"/> 他事業者 名称：		
規則第 86 条に規定する施設又は建築物の種類	1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設 2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設 3 貸席及び料理飲食店 4 百貨店及びマーケット 5 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅 6 病院、診療所及び助産所 7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校 8 図書館、博物館及び美術館 9 公衆浴場 10 駅及び船舶又は航空機の発着場 (旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。) 11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設 12 床面積千平方メートル以上である事務所			
燃焼器具※	<input type="checkbox"/> 風呂釜 ( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒 ) <input type="checkbox"/> GHP <input type="checkbox"/> 給湯器 ( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒 ) <input type="checkbox"/> 瞬間湯沸器 ( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒 ) <input type="checkbox"/> コンロ ( <input type="checkbox"/> 固定式 <input type="checkbox"/> 移動式 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気フード ) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
警報器の設置※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	設置個数 個	遮断弁・メータ等との連動措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特監法第 6 条に規定する特定工事の表示※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	特定ガス消費機器の種類 <input type="checkbox"/> ガスバーナー付ふろがま <input type="checkbox"/> ガスバーナーを使用することができるふろがま <input type="checkbox"/> ガス瞬間湯沸器(12kw を超えるもの) <input type="checkbox"/> ガス湯沸器(7 kw を超えるもの) <input type="checkbox"/> 上記の排気筒、排気扇		表示すべき項目 <input type="checkbox"/> 特定工事業者の氏名、名称、連絡先 <input type="checkbox"/> 監督者の氏名、資格証番号 <input type="checkbox"/> 施工内容 <input type="checkbox"/> 施工年月日

※ 届出者が工事を行っていない場合はわかる範囲で記入すること。

供給能力計算書：貯蔵設備、調整器、メータ、及び気化装置の容量の算定根拠を記載すること

【参考】 SI 単位への換算 圧力 1 kg/cm<sup>2</sup> = 0.1MPa 水柱 100mm = 1 KPa 消費量 1 kg/h = 14kw

## 液化石油ガス設備工事届明細書 (バルク貯槽による貯蔵で合算が 1 t 未満)

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 38 条の 3)

設備工事業者	特定液化石油ガス設備工事	年 月 日		
	事業届出受理年月日・番号	第 号		
	氏名	免状番号	最終受講年月日	
	氏名・免状番号	第 県交付号	年 月 日	
		第 県交付号	年 月 日	
		第 県交付号	年 月 日	

当該設備工事を行った建築物の名称等	(名称) (所在地)
当該設備工事を行った建築物の所有者等	(名称) (住所又は所在地)
液化石油ガスを供給する販売事業者の名称等	(名称) (所在地)
設備工事の完了年月日	年 月 日
充填事業者の名称	(名称)

バルク貯槽設置等 (該当個所に✓印又は必要な項目を記入すること)	貯蔵設備 (バルク貯槽本体)	貯蔵能力: _____ kg 名称・型式: _____ 内容積: _____ m <sup>3</sup> 充填量: _____ kg 基数 _____ 設計圧力: _____ MPa 特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の写しを添付
	保安距離 (第1種 1.5m 以上 第2種 1m 以上)	<input type="checkbox"/> 保安距離必要 第1種保安物件: (名称: _____ 実寸 _____ m) 第2種保安物件: (名称: _____ 実寸 _____ m) <input type="checkbox"/> 保安距離不要 ( <input type="checkbox"/> 構造壁 又は <input type="checkbox"/> 埋設設置)
	構造壁等 ※保安距離不足の場合必要	<input type="checkbox"/> JIS-A1304 に定める 30 分加熱試験に合格するものと同等以上の性能を有する建築物の外壁であり、かつ最大 2 方向までの設置で地盤面に接しており、開口部がない。 幅 _____ m (バルク貯槽の幅 _____ m + 1 m 以上) 高さ _____ m (バルク貯槽の高さ _____ m + 1 m 以上)
	表示	<input type="checkbox"/> 表示事項: 朱書きで液化石油ガス又は LP ガス、火気厳禁 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先 表示場所: <input type="checkbox"/> バルク貯槽本体 又は <input type="checkbox"/> バルク貯槽の周囲
	腐食防止措置 基礎	<input type="checkbox"/> 下地処理 <input type="checkbox"/> 塗装 (告示第 10 条) <input type="checkbox"/> 基礎は平坦なコンクリート盤等で地盤面から 5 cm 以上の高さ
	車両が接触しない措置	<input type="checkbox"/> さく・フェンス <input type="checkbox"/> ガードパイプ <input type="checkbox"/> 周囲の状況から車の進入が不可 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
	バルク貯槽の支柱又はサドル等の基礎への固定	<input type="checkbox"/> アンカーボルト <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
	アース線	<input type="checkbox"/> 断面積 5.5 平方 mm 以上 接続方法: <input type="checkbox"/> ろう付け <input type="checkbox"/> 溶接 <input type="checkbox"/> 接続金具 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
	接続する設置棒	<input type="checkbox"/> 銅製で直径 7 mm 以上、長さ 300mm 以上
	地盤下に埋設する場合	バルク貯槽頂部の位置
埋設場所に車両が乗り入れない措置		<input type="checkbox"/> さく・フェンス <input type="checkbox"/> 周囲の状況から車の進入が不可 <input type="checkbox"/> その他 ( _____ )
地下水による浮き上がりの防止措置		コンクリート板 ( _____ kg) 支柱又はサドル等とコンクリート板の固定方法: <input type="checkbox"/> アンカーボルト <input type="checkbox"/> 固定用プレート <input type="checkbox"/> 合成繊維性ベルト <input type="checkbox"/> 合計重量は浮力の合計値以上
埋設土		<input type="checkbox"/> 土 (石塊等のないもの) <input type="checkbox"/> 砂
ガス検知用の孔あき管		<input type="checkbox"/> 孔あき管は貯槽周囲 10cm 以内に 1 本以上 材質: <input type="checkbox"/> 硬質合成樹脂 <input type="checkbox"/> ステンレススチール

	標 識 杭	<input type="checkbox"/> 埋設後の位置を示す標識杭を貯槽の四隅上に設置				
	腐 食 防 止 措 置	<input type="checkbox"/> 貯槽室内に設置 <input type="checkbox"/> 貯槽室外に設置 (要電気防しょく措置)				
	プロテクターのふた	<input type="checkbox"/> 厚さ 5cm 以上の不燃性の断熱材を裏当て				
	ガス漏れ検知器	<input type="checkbox"/> 要	集中監視システムとの接続しプロテクター内に設置			
		<input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 地盤面上に設置し、その外面から水平3方向の周囲4m以内に、高さ1.5m以上の建築物その他漏えいした液化石油ガスの拡散をさえぎるものがないこと <input type="checkbox"/> 漏えいの有無を3月に1回以上確認			
	火 気 制 限	<input type="checkbox"/> 貯槽の外面から火気まで2mを超える距離がある。 <input type="checkbox"/> 貯槽の外面から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じている。( <input type="checkbox"/> 屋内の火気 <input type="checkbox"/> 不燃性の隔壁を設置)				
	屋 外 設 置	<input type="checkbox"/> バルク貯槽の屋外設置				
	高圧配管内の液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置	<input type="checkbox"/> 単段減圧式調整器：当該調整器をプロテクター内に設置 <input type="checkbox"/> 二段減圧式一体型調整器：当該調整器をバルク貯槽の直近に設置 <input type="checkbox"/> 二段減圧式分離型調整器：一次側調整器をプロテクター内に設置 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
	付属機器(安全弁等)	<input type="checkbox"/> 安全弁 <input type="checkbox"/> 液面計 <input type="checkbox"/> 過充填防止装置 <input type="checkbox"/> 液流出防止装置付き液取入弁 <input type="checkbox"/> ガス放出防止器等の付いたガス取出弁 <input type="checkbox"/> ガス放出防止器等の付いた均圧弁 (配管に接続しない場合を除く。) <input type="checkbox"/> 付属機器保護用プロテクター				
	安全弁の放出管等	バルク供給告示に定める基準に適合：別添メーカー仕様書のとおり <input type="checkbox"/> 開口部の位置はプロテクターの外とする。かつ <input type="checkbox"/> 開口部の位置はバルク貯槽の頂部から10cm以上の高さ。かつ <input type="checkbox"/> 開口部には雨水の浸入を防ぐ措置を講ずる。かつ <input type="checkbox"/> 開口部の方向は、上向きとする。				
気化装置	有・無	KHK 認定番号	メーカー名	型式	容量	製造年月
						年 月
緊急遮断弁	有・無	メーカー名	形式	備考 <input type="checkbox"/> 特定地下街等：緊急遮断弁の設置が必要 <input type="checkbox"/> 特定地下街等以外の地下室等 ：供給を停止できるバルブの設置が必要		
調整器	メーカー名	形式	容量	製造年月	種類・機能	<input type="checkbox"/> 単段減圧式調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式一体型調整器 <input type="checkbox"/> 二段減圧式分離型調整器
			kg/h	年 月		
メータ	メーカー名	形式	容量	検定期限	種類・機能	<input type="checkbox"/> マイコンSSB <input type="checkbox"/> マイコンII BCLH +対震遮断器 (マイコンに内蔵の場合あり) <input type="checkbox"/> その他
				年 月		
			⊕/h	メータ個数 個		
ガス漏れ警報器連動遮断装置	有・無	メーカー名	形式	備考 ガスメータに供給・消費・特定供給設備告示第7条で定める機能がない場合、ガス漏れ警報器連動遮断装置及び対震遮断器が必要		
集中監視システム	<input type="checkbox"/> プロテクター内検知器と接続 <input type="checkbox"/> メータと接続 ( <input type="checkbox"/> 端末発信 <input type="checkbox"/> 双方向) <input type="checkbox"/> 無					
供給管	材料 (例示28)	高圧部に用いる管 (材料の種類： ) <input type="checkbox"/> 圧力配管用炭素鋼管 (保護テープ・塗装・塗膜を施したもの) <input type="checkbox"/> 銅管 (ピグテールに限る。) <input type="checkbox"/> 高圧ホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品				
		高圧部以外に用いる管 (材料の種類： ) 露出部 <input type="checkbox"/> 白管 <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管 <input type="checkbox"/> 黒管 <input type="checkbox"/> ナイロン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 塗装黒管 <input type="checkbox"/> 銅管 <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管 <input type="checkbox"/> 継手金具付低圧ホース <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 金属フレキシブルホース <input type="checkbox"/> 左記同等品 埋設部 <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> ポリエチレン管 (貫通部はさや管その他の防護措置が必要) <input type="checkbox"/> 被覆黒管 <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース (床下設置不可) <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管 (要さや管) <input type="checkbox"/> 左記同等品 壁、床等の内部 <input type="checkbox"/> 白管 (空洞部のみ使用可) <input type="checkbox"/> 被覆白管 <input type="checkbox"/> 塗装白管 (空洞部のみ使用可) <input type="checkbox"/> プラスチック被覆鋼管 <input type="checkbox"/> 被覆黒管 (溶接接合が必要な場合に限る。) <input type="checkbox"/> 塗装黒管 (空洞部で溶接接合が必要な場合に限る。) <input type="checkbox"/> 銅管 (要さや管) <input type="checkbox"/> 低圧配管用継手付金属製フレキシブルホース (空洞部のみ使用可) <input type="checkbox"/> 配管用フレキ管 (要防護措置) <input type="checkbox"/> 左記同等品				
ドレン抜き	<input type="checkbox"/> 自然気化 ドレン溜りの部分は、供給管の最大直径以上の直径であり、長さ20cm以上の管 <input type="checkbox"/> 気化装置 ドレン溜りの容量は5ℓ以上 (一般消費者等の戸数が40戸以下の場合3ℓ以上)					

表示	施工後のプレート表示が必要な特定液化石油ガス設備工事	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 2以上の消費設備に供給するための供給設備の設置又は変更工事 <input type="checkbox"/> 屋内配管4m以上となる消費設備の設置又は変更に係る工事 <input type="checkbox"/> 無

	試験実施年月日	年月日	気密試験立会者所属・氏名等	所属氏名
		区分	規定	
気密試験	高压部	自圧(メーカー成績書有りの場合)又は 耐圧試験 2.6MPa以上(メーカー成績書無しの場合)	<input type="checkbox"/> 自圧・検知液にて漏れ確認 <input type="checkbox"/> MPa 分	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
	中圧部	0.15MPa以上 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10l以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 10lを超え50l以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 50l超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10l以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 10lを超え50l以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 50l超・24分以上	MPa 分 (チャート紙添付)	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否
	低压部	8.4KPa以上10KPa以下 機械式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10l以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 10lを超え50l以下・10分以上 <input type="checkbox"/> 50l超・24分以上 電気式ダイヤフラム式自記圧力計使用の場合 <input type="checkbox"/> 10l以下・2分以上 <input type="checkbox"/> 10lを超え50l以下・5分以上 <input type="checkbox"/> 50l超・24分以上	KPa 分 (チャート紙添付)	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否

消費設備	工事実施者	<input type="checkbox"/> 供給設備工事実施者に同じ <input type="checkbox"/> 他事業者 名称：		
規則第86条に規定する施設又は建築物の種類	1 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設 2 キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設 3 貸席及び料理飲食店 4 百貨店及びマーケット 5 旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅 6 病院、診療所及び助産所 7 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校 8 図書館、博物館及び美術館 9 公衆浴場 10 駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。) 11 神社、寺院、教会その他これらに類する施設 12 床面積千平方メートル以上である事務所			
燃焼器具※	<input type="checkbox"/> 風呂釜 ( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> GHP <input type="checkbox"/> 給湯器 ( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> 瞬間湯沸器 ( <input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気筒) <input type="checkbox"/> コンロ ( <input type="checkbox"/> 固定式 <input type="checkbox"/> 移動式 <input type="checkbox"/> 立消え安全装置付 <input type="checkbox"/> 排気フード) <input type="checkbox"/> その他 ( )			
警報器の設置※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	設置個数 個	遮断弁・メータ等との連動措置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特監法第6条に規定する特定工事の表示※	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	特定ガス消費機器の種類 <input type="checkbox"/> ガスバーナー付ふろがま <input type="checkbox"/> ガスバーナーを使用することができるふろがま <input type="checkbox"/> ガス瞬間湯沸器(12kwを超えるもの) <input type="checkbox"/> ガス湯沸器(7kwを超えるもの) <input type="checkbox"/> 上記の排気筒、排気扇	表示すべき項目 <input type="checkbox"/> 特定工事業者の氏名、名称、連絡先 <input type="checkbox"/> 監督者の氏名、資格証番号 <input type="checkbox"/> 施工内容 <input type="checkbox"/> 施工年月日	

※ 届出者が工事を行っていない場合はわかる範囲で記入すること。

供給能力計算書：貯蔵設備、調整器、メータ、及び気化装置の容量の算定根拠を記載すること

【参考】SI単位への換算 圧力 1 kg/cm<sup>2</sup> = 0.1MPa 水柱 100mm = 1 KPa 消費量 1 kg/h = 14k

法令により  
定められていないもの

液化石油ガス販売事業登録申請書（別紙）

1. 販売所の名称及び所在地		2. 貯蔵施設の位置	
名称	所在地	位置	所在地
〇〇株式会社		販売所から 〇〇 m	

3. 保安業務を行う者の氏名又は名称及びその事業所の所在地			
販売所の名称		〇〇株式会社	
保安業務区分		保安機関の名称、認定番号	保安機関の所在地
1	供給開始時点検・調査		
2	容器交換時等供給設備点検	〇〇株式会社 第33A0000RA-△△ (株)〇〇LPガス配送センター 第33A0001RA-△△	
3	定期供給設備点検		
4	定期消費設備調査		
5	周知		
6	緊急時対応		
7	緊急時連絡		

貯蔵施設の位置及び構造等の明細書

1. 販売所の名称、所在地及び貯蔵施設の位置等

販売所の名称

販売所の所在地

貯蔵施設の位置

貯蔵施設の面積  $\text{m}^2$  (計算結果は別紙のとおり)

貯蔵施設の貯蔵量 トン (計算結果は別紙のとおり)

貯蔵施設の障壁

(壁の材質: )

(扉の材質: )

2. 貯蔵施設の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第14条各号及び第16条第7号)

号	対 応 事 項												
第14条 第1号	<p>警戒標</p> <p>(1) 掲示位置 貯蔵施設入口及び側面</p> <p>(2) 表示内容</p> <p>① LPガス貯蔵施設</p> <p>② 燃 (赤色文字)</p> <p>③ 火気厳禁 (赤色文字)</p> <p>④ 無断立入禁止 (赤色文字)</p>												
第2号	<p>施設距離</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 <math>\text{m}^2</math> (注) 面積の算定は、柱、壁の中心線から行う。</p> <p>(2) 施設距離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>施設距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>m ( 0m)</td> <td>m</td> <td>〇〇〇病院</td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>m ( 0m)</td> <td>m</td> <td>民 家</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設距離の ( ) 内は障壁設置時の距離を示す。</p> <p>(3) 施設距離の不足に対する障壁の必要性 有 ・ 無</p>	保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	m ( 0m)	m	〇〇〇病院	第2種保安物件	m ( 0m)	m	民 家
保安物件	施設距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	m ( 0m)	m	〇〇〇病院										
第2種保安物件	m ( 0m)	m	民 家										

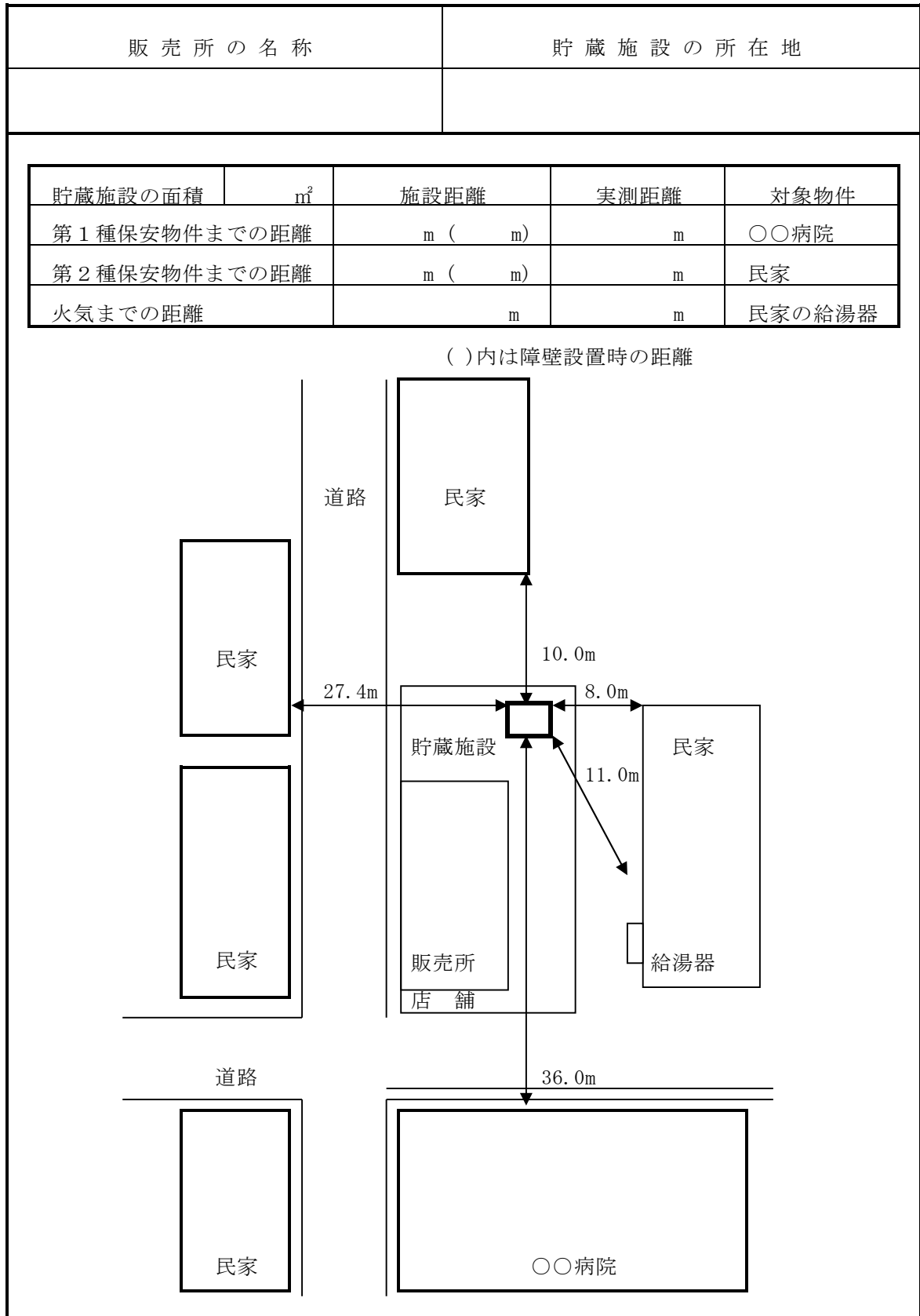
<p>第3号</p>	<p>障壁</p> <p>(1) 障壁の構造</p> <p>① 材料 _____</p> <p>② 寸法 (高さ) _____ cm (厚さ) _____ cm</p> <p>③ 配筋 _____ mm, _____ mm 鉄筋 間隔 (縦) _____ cm (横) _____ cm</p> <p>(2) 扉の構造</p> <p>① 材料 _____</p> <p>② 寸法 (厚さ) _____ mm (高さ) _____ cm (幅) _____ cm</p> <p>③ 補強 等辺山形鋼 (枠) _____ mm × _____ mm (内) _____ mm × _____ mm 間隔 (縦) _____ cm (横) _____ cm</p> <p>壁と扉のかぶり _____ cm で4方向 (上下・両端) とする。</p>
<p>第4号</p>	<p>屋根材等</p> <p>屋根組及び屋根の材料 _____</p>
<p>第5号</p>	<p>滞留防止措置</p> <p>(1) 貯蔵施設面積 _____ m<sup>2</sup></p> <p>(2) 法定換気口面積 _____ m<sup>2</sup> × 300 cm<sup>2</sup>/m<sup>2</sup> = _____ cm<sup>2</sup> (A)</p> <p>(3) 換気口面積</p> <p>開口部面積 (縦) _____ cm × (横) _____ cm × _____ヶ所 = _____ cm<sup>2</sup></p> <p>鉄筋断面積 _____ cm × _____ cm × _____本 × _____ヶ所 = _____ cm<sup>2</sup></p> <p>実際換気口面積 4,800 - _____ 0 = 4,800 cm<sup>2</sup> (B) (B) &gt; (A)</p>
<p>第6号</p>	<p>消火器</p> <p>(1) 型式 _____ 型 (A B C ) kg</p> <p>(2) 個数 _____ 個</p> <p>(3) 設置場所</p>
<p>第16条 第7号</p>	<p>火気距離等</p> <p>(1) 火気の種類 _____</p> <p>(2) 火気までの距離 _____ m</p> <p>(3) 火気との距離が2 m以上ない場合の障壁……</p> <p>① 材料 _____</p> <p>② 高さ _____ m</p>



## 貯蔵施設の構造図

貯蔵施設の平面図、側面図、障壁の配筋図、扉図等を添付

貯蔵施設の付近の状況見取図



## 貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

### 1. 販売所の名称及び所在地

販売所の名称 ○○株式会社

販売所の所在地

### 2. 貯蔵施設を所有又は占有しない理由

(例1) 配送業務を委託している場合で第1種製造者と配送事業者が同一の場合

#### (1) 理由

配送業務を第1種製造者に全て委託しているため。(規則第11条第2項第3号イを適用)

委託先事業者の名称 ■■株式会社

委託先事業者の所在地

#### (2) 添付書類

- ① 第1種製造者の高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し
- ② ○○株式会社と■■株式会社との配送業務委託契約書の写し

(例2) 配送業務を委託している場合で第1種製造者と配送事業者が異なる場合

#### (1) 理由

配送業務を△△株式会社に全て委託しているが、第1種製造者は、□□株式会社であり、△△株式会社との間には資本関係があるため。(規則通達 第11条(貯蔵施設)関係7.を適用)

委託先事業者の名称 △△株式会社

委託先事業者の所在地

第1種製造者の名称 □□株式会社

第1種製造者の所在地

#### (2) 添付書類

- ① 第1種製造者の高圧ガス保安法第5条第1項の許可書の写し
- ② △△株式会社と□□株式会社の配送業務委託契約書の写し
- ③ 第1種製造者と配送事業者との資本関係を示す書面

(注) 理由書は、販売所ごとに作成すること。

登録の拒否要件に該当しないことの誓約書

氏 名	職 名	現 住 所
○ ○ ○ ○	代表取締役	
○ ○ ○ ○	代表取締役	
○ ○ ○ ○	取 締 役	
○ ○ ○ ○	取 締 役	
○ ○ ○ ○	取 締 役	

上記の者は当社の業務を行う役員であり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条第1項に規定する登録の拒否要件に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市消防局長 様

名 称 〇〇株式会社  
 代表者氏名 代表取締役 ○ ○ ○ ○

販売所及び貯蔵施設の位置を示す案内図

販売所の名称		貯蔵施設の所在地
		〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地
電話番号	000-000-0000	販売所と貯蔵施設の距離      〇Km (又はm)
<p>5万分の1の地図を貼付し最寄駅等より販売所への経路、販売所、貯蔵施設の位置を明示</p>		

販売予定地域、販売予定戸数及び販売予定数量

販売所の名称	販売予定地域	販売予定戸数	販売予定数量
〇〇株式会社	〇〇市、□□市の区域	〇〇〇 戸	〇〇 トン/年

保安業務を行う者の一覧表

販売所名

保安業務区分	旧	新	
	名 称	名称 (認定番号)	所 在 地
供給開始時 点検・調査	自社	変更なし	
容器交換時等 供給設備点検	自社 ◇◇株式会社	変更なし	
定期供給設備 点検	自社	自社 (33A00○○RA-18) △△株式会社 (33A00■■■RA-18)	岡山市□□ 倉敷市△△
定期消費設備 調査	自社	自社 (33A00○○RA-18) △△株式会社 (33A00■■■RA-18)	岡山市□□ 倉敷市△△
周 知	自社	変更なし	
緊急時対応	自社	変更なし	
緊急時連絡	自社	変更なし	

## 一般消費者等の数の減少届書書類

申請書提出日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

申請事業者名 \_\_\_\_\_

記入担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_



# 一般消費者等の数の増加認可申請書類

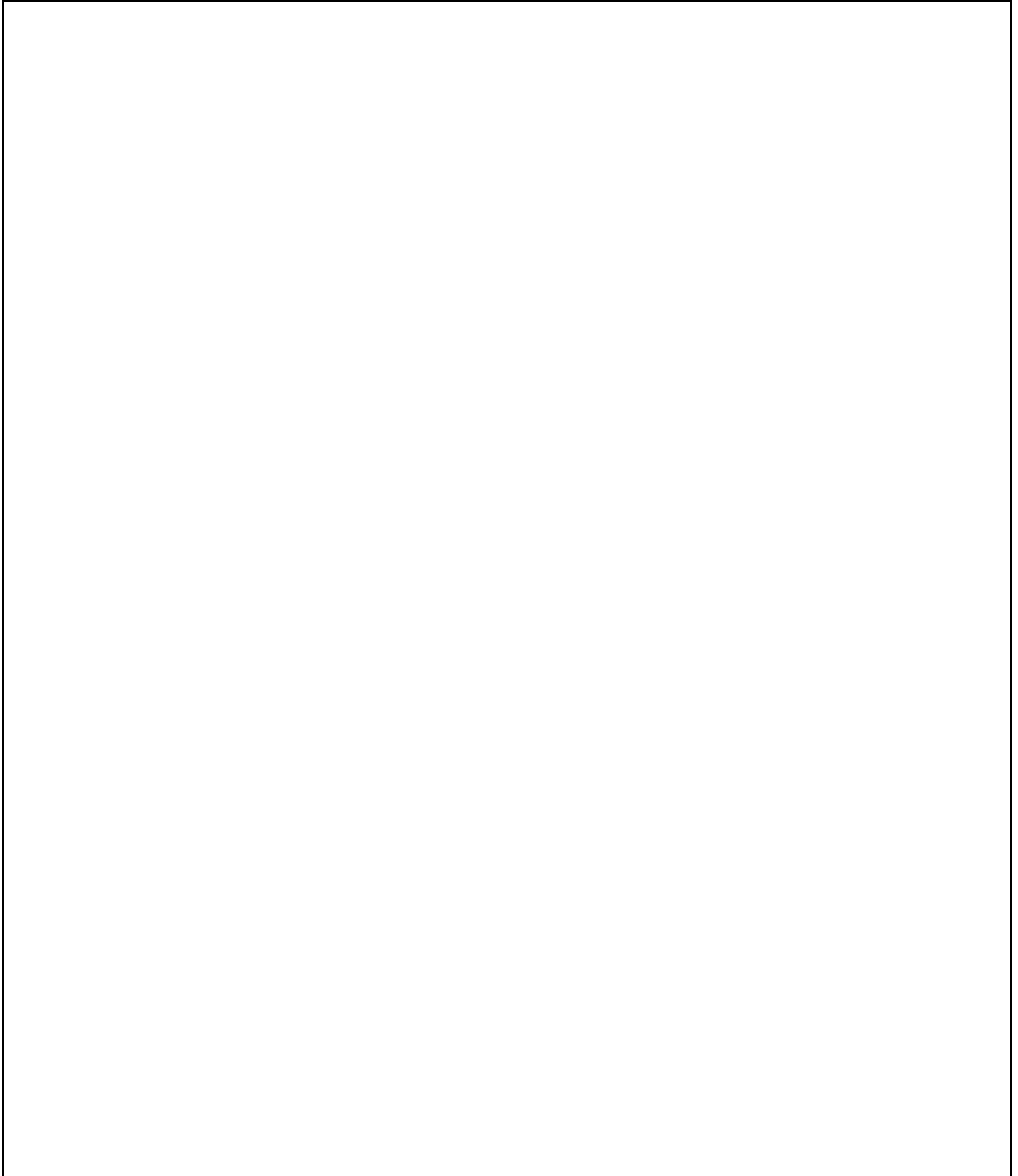
申請書提出日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

申請事業者名 \_\_\_\_\_

記入担当者 \_\_\_\_\_

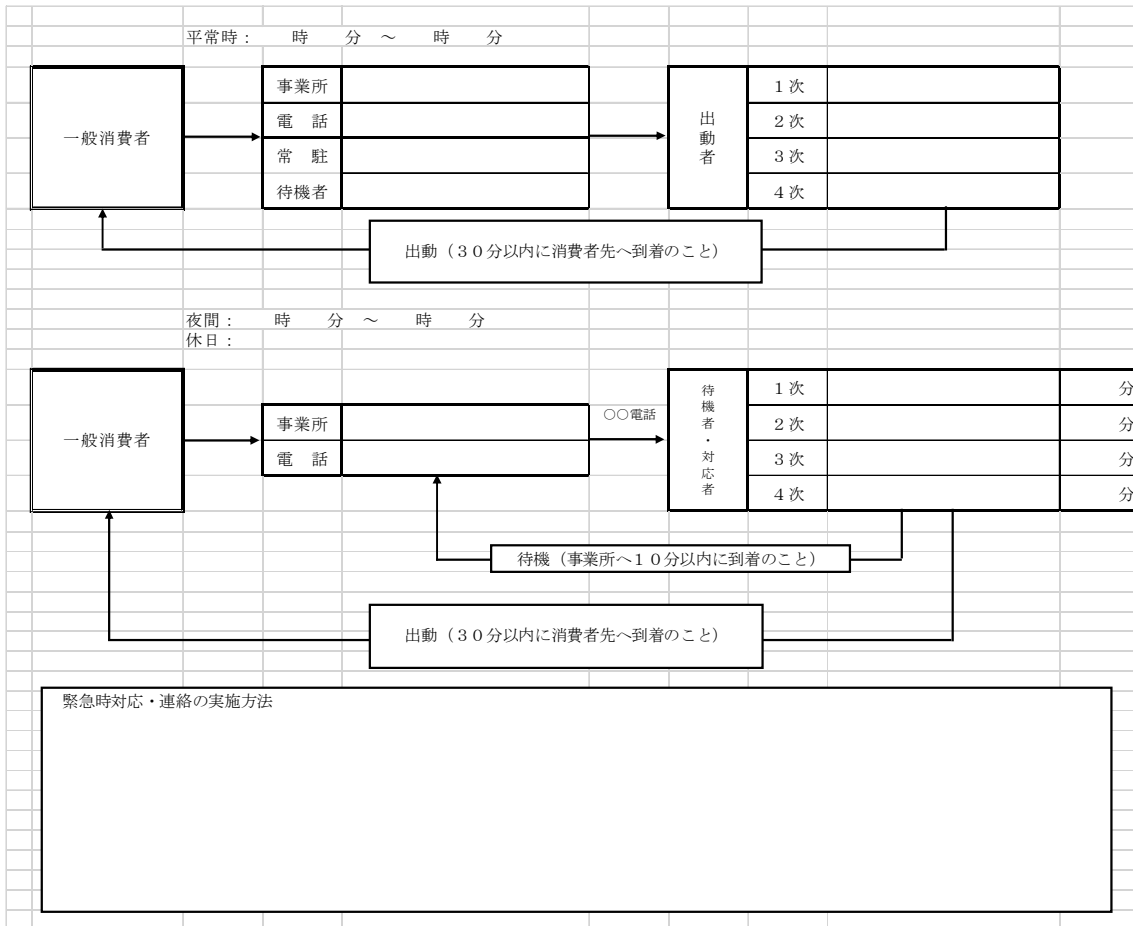
電話番号 \_\_\_\_\_

緊急時対応を行おうとする一般消費者等の範囲



(事業所、対応者居住地及び事業所からの所要時間、現在の一般消費者等の範囲及び事業所からの所用時間並びに30分以内に対応できる範囲を地図上に明記すること)

## 緊急時対応組織図





# 保安機関の認定申請書類

申請書提出日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

申請事業者名 \_\_\_\_\_

記入担当者 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

別紙（事業所が複数ある場合は記入すること）

### 保安機関認定給括表

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地	2. 認定を受けようとする保安業務区分							3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数						
	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡
名称														
所在地														
合計														

※ 上記表中の「2. 認定を受けようとする保安業務区分」及び「3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数」の欄の「-」の記号は認定を受けないことを示す。

## 保安業務の技術的能力算定表

事業所の名称 ○○燃料株式会社

### ※保安業務資格者数

保安業務区分	消費者戸数	計算式	計算値	修正値
① 供給開始時点検・調査				
② 容器交換時等供給設備点検	1,000	$1,000 \div (100 \times 20)$	0.50	
③ 定期供給設備点検	1,000	$1,000 \div (20 \times 250) \div 4$	0.05	
④ 定期消費設備調査	1,000			
⑤ 周知	1,000	$1,000 \div 40,000$	0.03	
⑥ 緊急時対応	1,000	$1,000 \div 20,000$	0.05	
⑦ 緊急時連絡				
合計			0.63	1

小数点第三位を四捨五入してください。

記載忘れに注意してください。

### ※保安業務用機器

保安業務区分	① 供給開始時点検・調査	② 容器交換時等供給設備点検	③ 定期供給設備点検	④ 定期消費設備調査	⑤ 周知	⑥ 緊急時対応	⑦ 緊急時連絡	合計
自記圧力計 又はマノメータ		—	0.05		—	0.05	—	0.10
ガス検知器		—	0.05		—	0.05	—	0.10
漏洩検知液		0.50	0.05		—	0.05	—	0.60
緊急工具類		0.50	0.05		—	0.05	—	0.60
一酸化炭素測定器		—	—	0.04	—	0.05	—	0.09
ボーリングバー		—	0.05		—	0.05	—	0.10

小数点第三位を四捨五入してください。

一酸化炭素測定器は枠外に計算式を記載してください。

一酸化炭素測定器  $1,000 \div (25 \times 250) \div 4$

保安業務以外の業務の種類及び概要

業務の種類	概 要

※業務の種類及び概要については、会社概要・会社案内等でも可



# 保安業務資格者等一覧表

事業所の名称 \_\_\_\_\_

年 月 日現在

			免状等の種類（該当欄に○印）						
			製造保安責任者	液化石油ガス設備士	販売主任者	業務主任者代理者	保安業務員	充てん作業員	調査員
資格者氏名	生年月日	業務担当							
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									

補助員氏名
①
②
③

## 役員及び構成員に関する証明書

当社の役員及び構成員（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第33条で規定する構成員）の3分の2が下記事項に該当しないことを証明します。

### 記

1. 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
2. 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者又はその役職員
3. 液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

当社の役員及び構成員の人数	人
当社の役員及び構成員のうち上記事項（1～3）に該当する人数	人

※ 役員及び構成員の一覧表は別添とします。

年 月 日

住 所  
名 称  
代表者名

## 役員及び構成員一覧表

役員又は 構成員 ※1	氏 名	確認欄 ※2
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無

役員又は 構成員 ※1	氏 名	確認欄 ※2
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無
		有・無

※1 ……取締役、理事（長）等の役員（監査役を含む。）又は規則第33条で定める株主、組合員等の構成員

※2 ……次の3点のいずれかに該当の有無（○印）

1. 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を製造する事業を主たる事業として行っている者  
又はその役職員
2. 液化石油ガス供給機器若しくは消費機器を販売する事業を主たる事業として行っている者  
又はその役職員
3. 液化石油ガス設備工事業を主たる事業として行っている者又はその役職員

※ 当一覧表は役員名簿、組合員名簿等を使用しても良い。  
但し、その際は有無欄を明記のこと。

(添付資料)

特定液化石油ガス設備工事事業に係る添付書類

1. 液化石油ガス設備士

	液化石油ガス設備士の氏名	液化石油ガス設備士免状番号	選任・解任の別
1	岡山 太郎	第〇〇〇〇号	
2	倉敷 二郎	第△△△△号	選任
3	津山 三郎	第□□□□号	解任
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

※ 免状の写し（裏面も）を添付すること

2. 自記圧力計

	自記圧力計のメーカー名及び型式	所有個数	設置・廃止の別
1	●●社製 ▲-■	1 個	
2		個	
3		個	
4		個	
5		個	

<参考> 第十二条関係通達

① 液化石油ガス設備士の氏名及び液化石油ガス設備士免状の番号

② 自記圧力計の数

事業開始の届書には上記の事項を記載した書面を添付すること

同様に上記の内容に変更があった場合は変更届出書に添付して提出すること